

文久二年の政治過程（下）

——開国論から尊攘論へ——

高橋 秀直

はじめに……………三二

I 航海遠略説の登場……………三六

一 航海遠略説の藩論化……………三六

1 安政期の長州……………三六

2 桜田門外の変後の長州——航海遠略説の登場——……………四〇

3 航海遠略説の実像……………四三

二 航海遠略説の始動……………四七

1 長井と朝廷——孝明天皇の転換——……………四七

2 長井と幕府……………五三

3 周布帰国事件……………五六

4 幕閣の正式依頼……………五八

小括……………六二

II 航海遠略説と久光の率兵上京……………六四

一 長井上京と孝明天皇……………六四

二 久光の率兵上京と朝廷……………七三

1 久光の決起……………七三

2 久光と朝廷……………七七

3 三事策の決定……………八三

4 大原勅使と久光の東下……………八七

三 長州藩における尊攘論の台頭……………九一

1 久光決起の衝撃……………九一

2 長井と尊攘派……………九四

3 謗詞事件の発生……………九七

4 藩官僚尊攘論化の要因……………一〇〇

5 謗詞問題と朝廷……………一〇三

四 行相府の苦闘……………一〇五

1 將軍上京論の上申……………一〇五

2 京都情勢の転換と行相府……………一一〇

小括……………一一三

——以上前号……………

III 尊攘論時代の開幕……………四

一 江戸——久光と幕府……………四

1、久光の改革構想——春嶽上京と政体問題……………四

2、春嶽上京論の拒絶	一二
二 京都（上）——長州藩論の転換	一九
1、御前会議	一九
2、周布転換の背景——親征勅語をめぐって	二三
3、即今攘夷論の登場	三〇
三 京都（中）——長州と朝廷	三五
1、世子定広の東下	三五
2、中村質疑とその回答	三七
3、独立攘夷論の登場	四二
四 京都（下）——即今攘夷論の勝利	四六
1、独立攘夷の建白と久光意見書	四六
2、三条勅使の派遣決定と薩摩	五三
五 尊攘論勝利の背景	六四
1、尊攘派の力量	六四
2、開国論勢力の分裂——久光	六五
3、時代の雰囲気——天誅	七一
4、朝廷——孝明天皇	七六
小 括	七八
結 語	八三
——以上本号	

III 尊攘論時代の開幕

一 江戸——久光と幕府——

1、久光の改革構想——春嶽上京と政体問題——

文久二年（一八六二）五月二二日に京都を立つた大原勅使と久光は六月七日に江戸に着いた。彼らに託された勅命の文面では、幕府は三事策のなかでどれか一つを實行すればよいことになっていたが、久光と大原が望んでいたのは、第三の人事問題（春嶽の大老職、慶喜の將軍後見職任命）の実現のみであった。そして久光の影響力を強く受ける朝廷も実際には同様の立場であり、出発の当日、大原に対し、幕府が將軍上京を請けることで一越登用が後手になってはいけないので、この点を強く幕府に求めるようにとの仰出がなされていた（『維新稿本』BU 40—185）。六月一〇日、大原は江戸城に入り將軍と対面したが、そこで彼が述べたのは、三事策勅命そのままではなく、そのなかの第三、人事要求のみであった⁽¹⁾。

一方、長州に周旋を依頼していた幕府は、三月頃より自主的な改革へ動きだしていた。そして、勅使の到着以前に春嶽は幕政に参画するようになっていた。しかし彼を大老といった役職に就けることに關しては、春嶽本人もふくめ抵抗があった。そして、慶喜についてはなお幕閣の警戒は深く、四月以降、春嶽が慶喜も自分と同じように幕政に参加させよ、と主張していたのにもかかわらず、いっこうにそれは実現していなかった。こうしたなか、大原勅使や久光は春嶽・慶喜の役職任命を勅命をふりかざして強く求めたのである。幕閣は、春嶽については折れたが、慶喜登用には頑強に抵抗。しかし、最後は薩摩によるテロの恫喝に屈し、六月二九日にこれも承認した⁽²⁾。

一越登用の勅命を幕府が請けたのをふまえ、久光は、彼自身の改革要求の実現を幕府に求める。八月一九日の慶喜・春嶽

との会談で久光は幕府への改革要求を述べたが、その内容は彼の手控え書に列挙されている（『玉里史料』一、五一七～五一九頁）。そしてその筆頭に挙げられていたのは、春嶽の上京であった。⁽³⁾

春嶽上京問題の出発点は前章で見たように、三事策に加えて五月二〇日に新たに勅使に与えられた内勅である。その内勅は、春嶽登用が実現したら、久光と同道で彼を今秋上京させ「国是之議論」を申し上げるようにせよ、と述べていた。この朝廷の春嶽上京論は、四月一三日内勅で長州に命じた国是諮問構想の復活であり、三事策で宣言された攘夷論修正の可能性をはらむものであったことはすでに述べた（本論上、八九頁）。久光の要求がこの内勅に基づくものであったことは、先の久光の手控え書が、「勅命（五月二〇日の春嶽上京勅命）之御事御座候に付、是非大体国是之議論御評決之上、来る八月中旬比爰許発足にて、越前前中将（春嶽）上 洛有之度。尤閣老一人同伴之事」と述べている通りである。

ただ注意すべきことに、ここで久光が述べている春嶽上京論には、五月二〇日の朝廷の内命と異なる部分があるのである。内勅では、「方今内外危迫之時節に付、今年秋中〔春嶽は〕上京有之、国是之議論被聞召度」と京都で国是の議論を行うとしているのに対し、久光手控え書では傍点部のように、春嶽が上京するまでに江戸で大体の議論はなしておくべし、つまり、まず江戸で国是評決の上、上京すべし、としているのである。上京↓国是評議と、国是評議↓上京、この手順の差異はいかなる政治的意味を持つのだろうか。

七月、京都の岩倉と江戸の大原の間で春嶽上京に関してやりとりがあった。この月初旬、岩倉より大原に書簡があり、その返信案を大原は作成、それを八日、久光に送った（『忠義公史料』一、八六〇頁）。同日ただちに久光は返事（『中山忠能履歴資料』〈史〉、以下、『中山資料』〈史〉四、三四七頁）を送り、同意の意を示しており、この大原書簡より大原・久光の見解を見ることができよう。

大原書簡は冒頭で岩倉の主張を要約している。「越前上京、朝議被相伺て、於関東衆議、大小名猷白可被召様の御運に

相成度儀」。つまり、春嶽が上京し朝議を伺う（国是評議）↓それをふまえて関東で大小名より建白を召し衆議、という段取であり、これは五月二〇日内勅と同じ手順である。しかし、大原はそれに反対する。それでは最初にもどり、安政五年の再演になってしまい手間取って埒があかず、かえってまた人心を動揺させることになるだろう、と。そして対案として大原が述べる手順は、幕府が「国是」をまず定め、それを春嶽が上京し朝廷に伺い、問題があればそれを朝廷より仰せ下す、というものであった。

ここで大原は「国是」は幕府が定めるとしている。しかしここで彼が言う「国是」とは、岩倉が考えているような開鎖という基本問題についてのものではなかった。大原は言う。朝廷の国是は先年より攘夷と定まっております、それを今さら朝廷に伺うには及ばない、問題は、この国是をこれまで幕府が実行しなかったことにあるのであり、そのために今度、春嶽・慶喜を登用させたのではなかったのか、一越登用の上は、外交について朝命遵奉は当然のことである、だから今あらためて上京など必要はない、しかし、これまでの種々の事情もあることであり、春嶽が幕府の違勅の御理のため上京し、そのさい、「此処（幕府では）略〔国是を〕治定いたし、ケ様々に可致候、併〔朝廷の〕思召も被為在候哉否、被相伺候」と国是を伺えば良い、と。つまり、大原がここで言う「国是」とは、攘夷方針を既定事項としたうえでそれを実行する方策なのである。

これよりすれば大原・久光は攘夷論者であったように見える。しかし実際はそうではなかった。彼らが持参した幕府への勅旨は、「蛮夷拒絶之 叡思を奉し…速建掃攘之功」よ、と命じていた（『再夢紀事』〈史〉、一一八頁）。しかし、江戸に着いた翌日の六月八日、春嶽と会見した久光は、攘夷反対、開国論支持の本音を以下のように語っていた。

「於京都は専ら攘夷の 思召にて輿論も甚敷候得共、此儀（攘夷の不可）は識者を待さる事ながら、時勢俄に開国にも相運ひ兼、御心痛之訳等〔久光が〕御論断ありし由」（同書、一一二頁）

薩摩は越前と同様、「開国説」なのであった（同書、一七四頁）。

また、大原勅使自身も六月一三日の閣老との会談において、外国情勢は自分も知っており、現在、打払い策などは不適當である、と語っていたのである（同書、一二二頁）。すでに前章一節で見たように、安政五年では熱烈な攘夷論者であった大原も長井に説得され、その考えを変えていた。この文久二年には大原も久光も攘夷は無理としていたのである。

ではなぜ開国論者であるのにもかわらず、大原・久光は、開鎖の国是評議を求めず、攘夷を既定方針としたのだろうか。その理由は、開鎖の議論がひこおこすであろう政治的混乱を避けようとしたことにあつたと思われる。大原と久光は、朝廷で開鎖の議論をすることは、安政五年の再演となり、「諸説に囂然たる事に可有之」と予想、「其囂々たる内、眞の国是たる処、御見込御治定は却て御六ヶ敷かるべく」と見ていた（『忠義公史料』一、八六一頁）。この時の京都には尊攘派有志が結集しており、冷静な議論、そして開国論への転換にはもっとも相応しくない状態にあつた。こうした中でうかつに国是評議を行えば、逆に即今攘夷という急進論が決定されてしまう危険さえあるだろう。当面は開鎖をめぐる国是の議論は避ける、というのが大原、そして久光の判断であつたと思われる。

もっともこの手順では、攘夷の国是を前提とした政策を幕府が上奏することになるわけであり、やはり危険なように見える。しかし、ここで述べられている攘夷とは即今攘夷ではなかつた。幕府が万延元年（一八六〇）になした朝廷への約束は十年以内の鎖国への復帰であり、逆に言えば十年は猶予があつたのである。当面は、開鎖問題の争点化を避け、十年後の攘夷に備えるという名目で海防体制の強化を図り（それは開国、鎖国の如何を問わずなすべき政策であつた）、将来における開国論への転換をはかる。これがこの時の久光・大原の考えであつたと思われる。先の久光の手控え書が、「外夷御処置は、御内政大概御治定之上に無之候ては不宜奉存候事」（『玉里史料』一、五一八頁）、と述べるゆえんである。

こうした開鎖問題の凍結論は、率兵上京に乗り出して以来の久光の戦術であつた（本論上、七七頁）。そして江戸に向か

つて東下する過程ですでにこの方針で動くことを薩摩側は決意していたと思われる。久光着の翌々日の六月九日、久光側近の堀次郎は越前の中根雪江と会談、開鎖問題について以下のように論じている（『再夢紀事』〈史〉、一一三頁）。最初、朝廷は攘夷論であったが、この節となつてはたとえ勅命でもそのようなことは行われ難いと薩摩側は断つた、しかし、「京都はケ様成御振合故、開国説は長井雅楽も仕損し貶黜せられ候程之義故、容易には入兼候勢」。つまり、現在の京都の状況では、開国論を主張することは困難である、とする。それではどうすべきか。堀は言う。「元来夷人御所置之義（外交問題）は、根元の 公武御合体を初、万民安堵之場へ相運ひ候上の義なるべきとの（久光の）御見込」である、と。つまり、公武合体により内政を安定させ改革を進めた上で外交問題の処理に進むべきである、というのが久光の考えであるといふのである。こうした立場よりすれば開鎖問題の国是評議はなすべからざることであり、この大原書簡が書かれる七月八日以前に、そのことを久光は大原に書き送っているのである。⁽⁴⁾

一章一節で見た座標軸（本論上、四五頁）についてこの時の久光・大原の見解を位置づければ、改革をめざす点においては上半分に属するが、開鎖問題については形式的には鎖国としながらも、実際にはこれを凍結しようとするものであった。天皇の公的立場（本論上、七〇頁）と似通つてはいるが、開国論への転換を当面、求めていない点においては異なつてゐるのである。

このように大原・久光にとって春嶽上京は、五月二〇日内勅が求めるように開鎖問題の評議のためのものでなく、幕府が定めた国内改革についての「国是」を天皇に上奏するためのものであった。この「国是」決定↓上奏は、政治的にいかなるねらいを込めていたのだろうか。これについては、彼らの政体論を見る必要があるが、その手がかりとなるのは、やはり右の岩倉宛大原書簡案である。

大原は朝権伸張を望む強硬派公家の一員であった。しかし、その彼の政体論は王政復古論ではなく、「大政」御委任の廉

も候故、丸て「幕府が朝廷に」伺と取計と申様には迎もまいり申間敷」とあるように、大政委任論であり、朝廷がすべてについていちいち幕府に指示を出すべきではない、としていた。もつとも大政委任といっても、これまでの朝幕関係を大原は支持しているわけではなかった。すなわち、幕府が実行前に叡慮を伺い、それに問題があればそれを仰せ下すと言う形で最終決定権を朝廷が確保すべき、と大原はするのである。そしてこれまでの奸吏と違い、天下に信用のある春嶽・慶喜が要路にしているので幕府の施政に心配はない、と大原は述べた。つまり、春嶽ら改革論者の登用、薩摩など雄藩大名の幕政参加といった幕府自体の改革、それに、最終決定権の朝廷への留保、この二点の改造を加えた上で、幕府体制を認めるというのが大原の議論だったのである。そしてこれこそ真の大政委任であると彼は考えていた。すなわち、春嶽・慶喜も出頭、薩摩も気張っているので、以後は「真実の御任（真の大政委任）にて、常々の事は是迄の俛、（割註略）国是天下悦服聊私論なく、「幕府が」真正の処を相定、不行して「朝廷に」相伺候は、即御決断は 禁中にて被遊ると申者なり」。朝廷を日常的な政務の場、政策決定の場とするという考え、逆に言えば幕府の廃止、文字通りの王政復古という発想は、強硬派の公家の代表的な存在である大原にもこの段階ではなかったのである。

ここで大政委任論について述べておく必要があるだろう。大政委任論とは言うまでもなく、幕府の存在を合理化する思想の一つで、最高統治権＝大政の所有者は天皇であり、天皇からそれを委任されたのが征夷大將軍であるという考えである。この思想は最高統治権の所有者を天皇としているので、幕府の権力を制限する思想のように一見みえるが、実際にはそののみではなく、これがもつ政治的機能は多様であった。大政委任論は天皇の権威をきわめて高く位置づける。しかし、その権威をもつ天皇が大政を將軍に委任したのだと考えれば、それは幕府権威の強化論となる。逆に、幕府の統治権も天皇から授けられたものにすぎない、と考えれば、幕府権威を切り崩すものとなる。そして朝幕関係においてもその意味は二重である。一方では、幕府は大政を委任されているにすぎないのだから、監督権・最終決定権は朝廷がにぎるべきという主張にそれは

なる。しかし、逆に委任を受けている以上は朝廷に対しても幕府は権限を積極的に行使すべきであると考えれば、それは幕府の朝廷拘束の論理ともなるのである。⁽⁵⁾つまり大政委任論がとえられるからといって、それがかならず幕府権力への朝廷による制限につながるわけではない。そしてどのように大政委任論が使われるかは、その時々々の政治情勢に左右されるのである。

そして朝廷が監督権・最高決定権を留保するという意味の大政委任論が武家の間で一般化するのには、安政五年の条約勅許問題以降である。ただこの段階においてそれは理念にとどまり、現実には安政の大獄で朝廷の政治的発言権は封じ込められることになった。しかし桜田門外の変で幕府権威が動揺して以後、そうした封印は解除されていく。もともと朝廷権威の上昇は、政体論として最高決定権を留保した形の大政委任論のみに帰結するわけではない。さらに進んで、朝廷自らが統治を行うべきであるという王政復古論もありうることだからである。そして論理としてのみ考えれば、むしろ王政復古論の方が自然とさえ言えるだろう。しかしこのとき朝権強化論者の大原でさえその政体論は王政復古論ではなく、大政委任論だったのである。

なぜ大原は王政復古論者ではなかったのか。それは朝廷の統治能力の欠如への自覚から来ていた。大原は言う。一越に政治を任せるといふ議論に反対ならば、「一も越もいらぬ事」、「朝廷が」政事御取かへし、貴執政して天下の為に辛苦なさるかよしと申者なり、是はてきぬ事」と。すでに数百年間、現実の統治行為から離れている朝廷、約八百年間にわたり人材も家格も固定している公家という極端に閉鎖的な構成員よりなる朝廷が、現実の統治という辛苦を伴う行為を行うなど、大原にとりできもしない事なのであった。最高決定権を留保した上で、現実の統治を幕府に委任する大政委任論が朝廷にとってもつとも望ましい政体なのである。

現実の統治は改革された幕府に期待するというこの大原の政体論は、久光においても共通するものであった。このとき久

光は天皇の權威により幕府に改革を迫っていたが、その彼においても實際の政治の中心となるべきは、やはり幕府であった。幕府改革という点で久光が強く求めるのは、一越登用以外には、外交機関の改革である。先に触れた六月九日の中根との会谈で久光側近の堀次郎は、これまでの外国奉行の上に外国事務局を設置し、閣老ではなく諸侯をその担当者とするべし、と論じていた（『再夢紀事』〈史〉、一一三、四頁）。そして幕府への改革要求である手控え書においても久光は、これまで老中が交渉にあたっていたのを止め、十萬石以上、三十萬石以下の大名八名（外様四名、譜代四名）を任命し、小事は幕府に何わずに臨機に処理し、外国奉行以下はその指揮を受けるようにすべきであると述べていた（『玉里史料』一、五一九頁）。つまり幕府を譜代独裁政權から雄藩が参加する政權に変えようというのである。

そして注意すべきことに、政治は、改革された幕府が中心となつてなすべきというこの政体論は、航海遠略説時代の長州においても同様だったのである。五月二日の久世宛敬親上書が述べる政体論は、將軍が、朝廷を戴き列藩以下を鎮圧し、天下の公論を総括すべきであり、諸侯・有志が勝手に朝廷に接近して勅命を請うのは不可というものであったことはすでに述べた（本論上、一〇八頁）。航海遠略説時代の長州にとり、日本の政体は鎌倉以来、幕府政治に決まっているのである⁶。ただしもちろん長州は現實の譜代独裁的な幕政を容認するわけではなかった。長井が京都に出発する前の二月に幕閣と会談したときの長井の申し入れのなかに、「御同席御外席にて、有志の諸侯へは御相談之事」という、雄藩の幕政参加の主張があったのである（本論上、五九頁）。

幕末、列強の外圧が加わると、それに対抗するためにはより強力な中央政權をつくるべきであるという意識が武士階級の間に広がる。そしてその方策には、一、幕府の諸藩への統制力を強化する道、二、幕府を改造しこれまで幕政から排除されていた外様・親藩の雄藩が参加しうるものにする⁷ことで幕府への結集力を強める道の二つがあつた。そして前者は、天保改革の挫折で實質的に閉ざされ、後者が模索されることになる。そしてその試みの第一のものが言うまでもなく安政五年の一

橋派であったが、この文久二年の長井・久光もかつての一橋派の路線の延長にあったのである。

こうした政体論にたつ久光や大原にとって春嶽上京とは、再生幕府が決定した国内改革方針を上奏し、朝廷よりその承認を獲得する儀式の意味を持つことになる。この儀式により公武合体路線Ⅱ挙国一致の富国強兵政策の実施は国内に強く印象付けられることになるだろう。そしてさらに、久光・薩摩の立場よりすれば、春嶽と同行することで一連の改革実現における薩摩の役割はますます明確なものとなり、その政治的地位は雄藩中でも群をぬくものとなるだろう。

そして右に見た久光や大原の意図を離れて、この時期の政局という点から見ても春嶽上京は大きな意味を持ちうるものであった。次章で述べるように七月以降、京都においては尊攘派の勢力が急速に拡大し、朝廷もその影響を強く受けるようになっていた。そうした中に、具体的な改革方針をもって春嶽が久光とともに上京していたなら、それは公武合体路線の有効性を示すものとなったろうし、幕府と薩摩の連携という公武合体派の勢力の大きさを示すことで尊攘派に対する強力な牽制となっただろう。つまり尊攘論に傾きつつある京都政界に大きな衝撃をあたえるものにそれはなるはずだったのである。ではこうした意味をもつ春嶽上京は実現しただろうか。次に見ることにする。

2、春嶽上京論の拒絶

春嶽は一橋派の中心人物であり、幕府改革はまさに彼の望むところであった。そして復権した五月以後、春嶽は「幕私」の否定（幕府に残る徳川家産機構的性格の払拭）を幕閣に対し説いていた。久光の期待に見合うものと言えよう。しかし、その春嶽は上京に応じなかった。このため閏八月の久光の帰京は、単独の、そして具体的な改革の成果が見えないままの帰京となったのである。

なぜこのようなことになったのだろうか。春嶽が上京構想自体に反対だったのだろうか。しかしそうではなかった。春嶽

は、久光と同質の上京構想（ただし彼自らではなく、將軍のそれであるが）をこのときもっていたのである。

五月初旬以降、新たに幕政に参画するようになった春嶽に対して久世以下の閣老は久世とともに上京してくれるよう要請した。それに対し春嶽は、上京の前提は「国是」の確立であるとそれに応じなかった。春嶽の言う国是とは、幕府体制の改革（「幕私」の否定）と朝幕関係における朝廷優位の明確化であり、この「国是」確立論の流れのなかで將軍上京論を逆に閣老に提起するようになったのである。この議論にさらに長州の主張が加わり、結局、五月末に幕府は將軍上京をいったん決定したのである。⁽⁷⁾

將軍上京に春嶽がいなかる意味をこめたのか。それは、七月二五日の彼の意見書（『再夢紀事』〈史〉、一六三—一六八頁）に見ることができ、今回の上洛は寛永時の文飾されたそれとは違い、国難にあたり衰運を挽回するためのものである、近年の問題は外交問題に関する朝幕の不和にあり、これにたいしては幕府が尊皇の誠意、弊政改革の盛跡を赫然として示さねば朝廷の疑惑は解けない、そのために將軍は上洛しこれまでの不都合をお詫びするとともに「今後御親政之御見込も」申し上げ、さらに和宮降嫁のお礼も述べるべきである、そうすれば天下は尊皇の誠実に感服し、再び幕府の威令を仰ぐに至るだろう。

すなわち、將軍上京という公武合体のための一大パフォーマンスにより人心を幕府に収攬しようというのである。二百年來ない將軍の上京、そして將軍によるこれまでの不都合への謝意表明。これにより幕府に対する朝廷の優位が明瞭に示される。しかし一方、將軍の「御親政」という表現に明らかかなように実際の政治は依然、幕府が担うと春嶽はしていた。もちろんその幕府は、これまでの幕府ではなく改革された新幕府である。春嶽はこれまでの幕政のあり方を、「天下の威権を挙げて徳川家の幕府に帰せられたる御私」と批判し、これからは「天下と共に天下を治められ候より外は有之間敷」と主張していた（同書、一四一頁）。もつともこれをいかに実現するか、その制度論について春嶽自身は明瞭に述べてはいないが、そ

の政治顧問横井小楠の見解から判断すれば、幕政に雄藩諸侯を参加させようというものであった（『再夢紀事』〈史〉、二〇三―二〇八頁）。

この春嶽の將軍上京論の特徴は、それを開鎖の国是評議と関連させていないことである。長州の將軍上京論、閣老の春嶽上京論は、これを開鎖の国是評議の機会としようとするものであった。しかし春嶽の將軍上京論にはそうした開鎖評議の場としての位置づけが見られない。彼が將軍上京を論じた、右の七月意見書や五月一三日、一六日の老中への議論（同書、七五―七七・八四―八六頁）が強調するのは、朝廷尊崇、「幕私」否定のパフォーマンスとしての上京であって、開鎖問題についてはまったくふれられていないのである。そもそも春嶽にとつての「国是」とはすでに見たように、開鎖問題ではなく、まず内政問題、国内体制の改革問題であった。「開国にも鎖国にも大本の国是不相立しては〔朝廷を〕説破の種無之」（同書、六七頁）とあるように、開鎖の議論はこれが確定した上での話であった。つまり、開鎖問題についての春嶽の考えは、問題の凍結、当面は公武合体の実現を通しての海防強化など国内改革の実行であつたと思われ⁹る。

以上の春嶽の將軍上京論と久光の春嶽上洛論は、本質的部分においては差はなかつた。第一に開鎖問題については、ともに開国論であるが、当面はこの問題を凍結し、公武合体により具体的な改革を進めることを望んでいた。第二に政体論においても、幕府に対する朝廷の優位をはつきりさせた上で、雄藩をも関与させる改造された幕府が政治を行うという政体を考えていた。そしてその上京論においても、春嶽は、將軍上京の先駆けとして老中を至急、登らせるべきである、としており（同書、一六六、七頁）、老中の代わりに春嶽が行けば、久光の議論と実質的には差がなくなることになる。それにもかかわらず春嶽は久光の希望に応じなかつたのである。

春嶽上京は勅命で命じられたものであつた。それにもかかわらず上京しないのはなぜか。春嶽・慶喜・老中は八月七日付で連名の上書（『孝明天皇紀』四、七五頁）を朝廷に送り、上京の猶予を求めたが、その理由は、春嶽上京は政体について

とくと見据えがついた上でなければできないが、現在、新政について評議中なので猶予してほしいというものであった。つまり改革方針がまだ固まっていないというのである。たしかにこの理由は、それなりの根拠のあるものであった。七月末までにある程度の改革が行われていたが、それは人事異動と幕府内の節儉・簡易化にとどまっておらず、参勤交代の緩和のような幕府・藩関係の根幹にかかわるようなものはまだ未定であった。⁽¹⁰⁾

こうした改革の不十分さは春嶽の主導権の性格にかかわっている。政事総裁職春嶽についての通説的イメージは、幕閣から敬遠され、幕政の主導権を発揮できなかった無力な存在というものであった。しかし、三谷前掲『明治維新とナショナリズム』はこの像を修正した。同書は、文久二年三月より開始された幕府の文久改革の推進力が幕臣、奉行・目付層であることを示した上で、彼らが幕閣の保守派を追い落とすために春嶽に期待し、春嶽も彼らの支持を背景に幕閣の抵抗を排除しつつ、参勤交代制の緩和など様々な改革を実現したことを明らかにしたのである(第六章)。しかしそうではあっても、春嶽の主導権に大きな限界があったこともまた事実である。

春嶽の直面した困難はどのようなものであったのか。七月二五日、国元にいる当主松平茂昭への書簡を送り、幕府の現状についての不満を以下のように述べた(伴五十嗣郎編『松平春嶽未公刊書簡集』、思文閣出版、一九九一年、一六、七頁)。現在の一大難事は幕吏の因循の甚だしきにある、大小目付や勘定奉行などはまだ良いが、老中・若年寄はどうしようもない、世間では老中が一越を厭うのでうまくいかないと言っているが、もしそうなら結構至極で、実際は一越を厭うものではなく、彼らは「ふぬけ同然」と言っている連中である、こんな状態で天下はよくも今まで治まってきたものと感心する位である、と。つまり老中の因循が問題だと言うのである。文久改革において目付層の改革派がその推進力であったが、やはり幕府の中心は老中であり、彼らの協力を得なければ、政治は進まないが、その協力を春嶽は得られなかったのである。このため春嶽は自分の主張を通すため不出仕や辞表の提出などの非常手段にたびたび訴えなければならなかったのである。⁽¹¹⁾

なお、閣老の非協力といつてもそれは譜代門閥層に強力な反対派閥があつてのものではなかつた。春嶽が批判するように、老中は「ふねけ同然」なのである。春嶽が述べる老中の無力化は、その在任期間の点より確認することができる。ペリー来航以後に就任した老中の在任期間はそれ以前に比べ一気に短くなる（二〇・二年から一・五年へ）⁽¹²⁾。そしてそうした短期化傾向がさらに進行するのが、文久二年三月以後である。ペリー来航からこの時までには就任した老中一〇人の平均在職期間は、二・〇年であるが、文久改革以後は、一・二年となるのである。⁽¹³⁾ 井伊の暗殺、久世・安藤の失脚以後、譜代門閥層は自らの内部から強力な中心人物を生み出すことができなくなったと言えよう。積極的に抵抗するわけではないが、「因循」で非協力的な幕閣、春嶽が直面したのはこうした幕閣であつた。そしてこうした主導権不在は、幕閣のみではなく、これ以後、慶応三年（一八六七）までの幕府全体について言うことができるものであつた。

八月下旬という久光の帰国の段階では幕府の改革方針はまだ固まっていなかつた。だがそれならば、久光の帰京時期をのばすよう依頼する一方、これを材料に幕府に改革を督促するという対応を春嶽がとつても良かったのではないだろうか。しかし彼はそうした行動には出なかつた。春嶽が、そうした積極的な動きに出なかつたのは、薩摩・久光への不信と嫌悪が彼にあつたからではないかと思われる。

春嶽上京は勅命の一つであつたが、その実現を熱心に望んでいたのは薩摩であつた。七月二九日、薩摩側は越前側にこれを強く申し入れている（『再夢紀事』〈史〉、一七三三、四頁）。そして八月二二日、春嶽は大原との会談で上京拒否の意向を伝えたが、この拒絶を聞いて大原は、それならば上京困難の理由を書面にしよう述べている（同書、一八三頁）。なぜ書面が必要か。それは薩摩の納得を得るためであつた（「畢竟薩へ為見候証拠物」、同書、一八七頁）。幕府にとって春嶽上京論は、薩摩の思惑に見えただろう。そして薩摩の思惑に対してはこの時、幕府側に強い嫌悪感があつた。

そもそも、今回の久光の行動はその意図においては、幕府を否定するものではなく、改革することで幕府をむしろ再編・

強化しようとするものであった。しかし、それは幕法を無視するものであるのみならず、幕府人事への強引な干渉であり、幕府側より見れば許しがたいものであった。こうした勅使・久光への幕閣・幕臣の不満の調整役にあたったのが、春嶽であった（同書、一五六、七頁）。しかし春嶽自身、幕閣・幕臣同様に久光・薩摩への不信感があった。八月二三日、春嶽は京都町奉行に任命された永井尚志を越前藩邸に呼び、自らの政治顧問横井小楠と引き合わせている。その席で、横井は、薩摩が「皇威を挟んで九州之諸侯を使令」しようとしているという風説があると語り、その上で春嶽は、久光が帰京後、そのまま滞京するのか帰国するのかについて秘密に報告するよう永井に求めているのである（同書、一八三、四頁）。

幕閣・幕臣のみならず、改革の理念で共通するはずの春嶽さえここまで不信感を、薩摩や久光にもつのはそれなりの理由があることではあった。

まず、大原勅使・久光が幕閣に対してきわめて強硬な対応をとったことがある。そしてそれは幕閣へのテロの威嚇にまで及ぶことはすでに述べた。もともと勅命による改革という久光の行動自体異例である以上、ある程度の強引さは不可避であったろう。しかし、この時の大原勅使の行動はいささか限度をこえており、無用の反発を招いてしまったようだ。⁽¹⁴⁾

また、七月末には、前年の薩摩藩邸の火事が久光の側近堀次郎による謀略であったことを幕府側は知るようになった（同書、一七二―一七五頁）。

さらにこの勅使一行の本音と建て前の極端な落差という問題があった。幕府への勅旨は、「蛮夷拒絶之 叡思を奉し…速建掃攘之功」よ、と命じるものであった（同書、一一八頁）。また大原が携えてきた和宮書簡も幕閣に披露されたが、それは現在世間が不穏であり、攘夷決定となれば万民安堵する、という攘夷督促の内容であった（同書、一一六、七・一二二頁）。しかし天皇は別の経路でそれと異なる本音を語っていた。六月三日、和宮生母親行院の許に届いた兄橋本実麗の書簡（同書、一〇五、六頁）には、今回の勅使は「島津家の願によって指下」したもので、天皇は甚だお気の毒と思っている、三事策の

うち一ヶ条が済めば薩摩は落ち着き、薩摩さえ落ち着けば別段、叡慮はなし、と記されていた⁽¹⁵⁾。この手紙は和宮より家茂に渡され、閣老にも示された（同書、一〇五、六頁）。さらに、和宮宛の孝明書簡についても、天皇は別に和宮付の女官宰相典侍（庭田嗣子）へ伝言をしていたが、それは、この書簡は薩摩の要求で出したものであり、ともかく公武合体ができ世が穏やかにさえなれば良いというのが真意である、と述べるものであった（同書、一一六、七・一二二頁）。つまり、攘夷の勅命を出したのは薩摩の強圧のためであると天皇はするのである。実際の三事策の決定過程をふりかえるなら、薩摩のせいという天皇の説明は虚偽であり、彼の責任逃れであった。しかし幕閣の目には天皇の発言が事実と見えたる⁽¹⁶⁾。

もつとも攘夷勅命は薩摩の意向といつても、その久光、さらには大原が江戸到着直後に、攘夷論不可の本音を幕府に語っていることはすでに述べたとおりである。それなのになぜ勅命は攘夷論なのか。それについての久光の説明は、すでに述べたように、京都では尊攘熱が高まつており、開国論を入説するのは困難であるといふものであった。

しかし、そうした尊攘熱自体、薩摩の謀略に原因があるとする情報も幕府側に入ってくる。大原は八月一六日の閣老らとの会談で、浪士は多くは薩摩より扶持を受けている者で薩へ相談すれば埒あく存在である、と述べているのである⁽¹⁷⁾（同書、一八七頁）。

幕閣・幕臣、それに春嶽が薩摩に対して嫌悪感・不信任をもつのはやむをえない事情もあつたのである。（なおさらにこのとき久光という個人が帯びている属性があるが、これについては五節²で述べる）。

久光の東下の第一の目的は幕府人事の刷新であつた。そしてそれは春嶽・慶喜の役職正式就任で達成された。しかしその達成は実質をとまなうものではなかつた。なぜ人事刷新を行うのか、久光の最終的目的地は外圧に対抗する国内改革の実行であつた。そしてこの改革が具体的な成果をあげるのにまず必要なのは諸勢力間の相互信頼であつた。朝廷と幕府の合体、雄藩と幕府の協調、旧一橋派と譜代・幕臣の融和。尊攘派と旧南紀派をのぞく国内政治勢力を、改革された幕府を核として結

集させていくことを久光は望んでいたのである。しかしそうした協調体制の前提には相互の信頼感が必要だが、それはこのとき欠けていた。

まず薩摩に対して春嶽をふくめ幕府側が強い不快感と不信感を持つようになった。⁽¹⁸⁾ また雄藩内部においても、今回の薩摩の行動は、もう一つの雄藩であり、先行して周旋に乗り出していた長州の面子を傷つけるものであり、その薩摩に対する競争心、さらには反感を刺激するものであった。

春嶽は久光と京都に同行することを拒んだ。さらに久光が内心希望していた薩摩藩主への任命を幕府は応じなかった。そして、七月末に堀の放火が判明すると、堀の幕府による捕縛さえ問題とされるにいたった(同書、一七二―一七六頁)。この情報を幕府に密訴したのは、長州であったようである(同書、一七七頁)。激化しはじめた薩長対抗の一面である。そして八月一九日、東下した長州の世子定広が江戸に着き、これまで国事に関係し殺され処分された者の復権・大赦を求める勅命を幕府に伝えるが、その対象には、久光が上意討ちを命じた寺田屋事件関係者がふくまれていた。久光の面子への攻撃であった。久光は朝廷、幕府の両者から煮え湯をのまされる形で八月二一日、江戸を立った。そして同日、生麦事件がおきたのである。

二 京都(上) — 長州藩論の転換 —

1、御前会議

文久二年(一八六二)六月六日、敬親一行は江戸を立った。彼らは東海道を下る大原勅使一行を避け、中山道を上ること

にした。II章四節2でふれたように行相府は、この上京の趣旨を前もって伝えるため井上小豊後を京都にむけ五月二六日に
出立させていたが、彼は六月六日、着京した（『周布伝』下、一一二頁）。しかし、なお開国論を主張しようとする敬親の上
京は、尊攘論に転換していた京都藩邸にとって歓迎すべきものではなかった。そこで京都藩邸は、敬親の上京の朝廷への届
けでは、謗詞問題の弁解のためとのみ述べ、攘夷論についての行相府の批判（「御案思之廉々」、本論上、一一一頁参照）に
ついては、もう大原勅使が出立してしまっているとしてふれないこととした。⁽¹⁹⁾

敬親一行は、六月二三日頃には着京と予想されていた（『中山資料』〈史〉四、三〇六頁）が、折柄の麻疹の流行のため滞
り、二〇日ようやく中津川に到着する有り様だった。いっぽう京都藩邸は京都情勢を敬親一行に伝えるため木戸を一六日、
派遣した。木戸は二〇日、一行に出会い、行相府の面々とも面会した。翌二一日、在京の薩官僚中村九郎に木戸は敬親一行
の様子を以下のように報告した（七（六）月二一日付中村宛木戸書簡、『木戸孝允文書』〈史〉一、一七八―一八一頁）。す
なわち、彼らは謗詞問題の弁解のためのみで上京しており、格別朝廷に御伺いする儀もない様子で、定論とてないように見
える、である。前章で見た出発前の意気込みとは変わっている。この変化の大きな要因は、周布がいなかったことにあると
思われる。周布は、大原勅使の到着を待たずに敬親が江戸を立つことを久光に説明するため一行に加わらず江戸に残ってい
たのである（『周布伝』下、一〇五頁）。そして薩摩側との折衝ののち、一九日に江戸を立ったが、その経路は中山道ではな
く東海道であった（同書、一〇八頁）。「麻田翁（周布）も未着故、諸事決断乏敷、其中今日も明日もと相過候事故、随て万
事稽延に相成、「敬親一行は」挙て麻田参り候を相待居候のみに御座候」（木戸同書翰）と木戸が述べるとおりである。この
状態より見れば、長井謹慎以降の行相府における周布の比重の大きさ、彼が航海遠略説周旋のまさに中心となっていたこと
が明らかとなる。

六月二三日、木戸は中津川を発ち二八日、京にもどる。敬親一行は七月二日、着京。東海道をを行った周布はその前日の一

日入京していた。敬親らへの在京尊攘派の警戒心は強いものであった。七月四日、尊攘派の朝廷官人、結城筑後と村井政礼は議奏加勢の庭田重胤に長州尊攘派のものと思われる建白書の上奏を依頼したが、その建白は、敬親上京を航海遠略説を進めるためのものと判断し、周布を長井以上の奸徒と見なしていた。敬親は多くの兵士を引き連れて来ると見られており、長州藩尊攘派のなかには様子を見届けるまで大坂へ隠れたものさえいた。⁽²⁰⁾敬親一行をめぐり緊張が高まったのである。こうしたなか、六日、長州京都藩邸で藩主父子のもと今後の政治方針について、遠略説の行相府と尊攘論の京都藩邸側が一同に会して御前会議が開かれるのである。

長州藩の藩論を転換させたものとして著名なこの御前会議の内容については、その出席者の兼重議蔵の後年の記録がある（『官武間周旋始末』第一編第十六章〈山口県文書館蔵〉、これは大嶽前掲「長州藩における攘夷藩論の成立」が紹介している）。兼重によると、会議では京都藩邸側がまず藩論の転換＝攘夷論採用を主張した。この攘夷論で注意すべきことは、叡慮が攘夷にあることを藩邸側が強く主張していることである。すなわち、「今日叡旨を窺ひ定めたる上は、翻然前論（航海遠略説）を擲棄し、即今攘夷の聖旨を純粹精一に奉戴」すべし、である。「近日輦下に駐留して朝廷間の真旨を窺ひ奉るに、…攘夷の叡慮に於ては全く確乎に在らせられたるなり」とあるように彼らはこの確信を滞京中に得たのである。

一方、前章で見たように、行相府は天皇の真意は開国論だと江戸出発段階では考えていた。しかし、この会議においては、叡慮は攘夷との藩邸側の認識を行相府は受け入れ、以下見るようにそれを前提に議論を展開するのである。行相府の判断はなぜ変わったのか。この疑問については次項で検討することにするが、天皇の勅裁による開国の国是決定を望んでいた行相府にとっては状況は不利となった。しかし彼らは「叡慮」に絶対服従したわけではなく反論を行った。現在、即今攘夷を行うのは幕府や列藩の状況より困難であり、しいてこれをなそうすれば内訌となり、そこに外国が介入すれば大変なことになる、毛利家は諸侯であり大臣責任の地位に立つて国事につとめるべきであり、叡慮に盲従するばかりではいけない（「順

(従順)を以て正とせざるの道」、叡慮に疑いがあれば幾回にても叡旨を窺い定め、審議熟考して、その後、事にしたがうべきである、と。主君の命令が不当と判断される場合は、あくまで諫争すべきというのは、幕藩制社会において一つの規範であり、叡慮といえどもその対象であったのである。

この諫争論にたつ反論に対して京都藩邸側は「君辱しめらるれば臣死す」「成敗利鈍を度外に措き、鋭然聖旨を奉戴」しなくては忠臣の道ではない、と幕藩制社会のもう一つの規範である主命絶対論により批判する。それに対し行相府は防備が整わないのに戦い敗北すればかえって国体を損じると再反論し屈しない。

さらに藩邸側は言う。ペリー来航以後十年経たつたが防備が一向に整っていない、防備完備のためにはいったん戦端を開き、大平の積習を驚破する必要がある、長州が率先しこの衝にあたり一敗するは辞するところではない、かくすれば幾年かのち国難を回復する人物も生まれるだろう、である。あえて敗戦覚悟で戦争を挑み、敗戦を士気刷新の具としようという議論で、この時期の尊攘派によく見られる議論である。

これに対し行相府は、攘夷方針をここで決定しても、政府員の功名心からの決定だと見てこれに従わない者も国元で出るかも知れない、国元に事情を詳報、懇諭のうえ決定すべきである、と決定方式の点からも藩邸側は批判した。この三月の長井の京都への派遣にさいしては、さらに国元に赴き事情を説明せよとの指示が彼に出されるといふ一藩の意志統一への慎重な配慮がなされていた。それに比せば、今回の国論転換の試みは配慮を欠く強引なものであり、こうした批判が出るのも当然であった。

賛成、反対の両論も時代を代表する有力な議論であり、議論は決着がつかず紛糾する。そのときこれまで反対論であった周布が転換し、正義存亡の場合は成敗利鈍は度外に置き大義名分のあるところに決すべし、もし藩士で命に従わないものが出てもこれは棄てて可、目今有志を集めれば百人二百人はすぐ得られる、彼らとともに楠公湊川の一挙にならはんのみ、と

演説、これで一気に藩論転換が決定した、という。

ここに長州藩論は転換した。その要因をあらためて考えれば、まず、すでにこれ以前に正義党のほとんどが尊攘論へ転換していたことが挙げられる。正規の手順をふんだ決定にしては航海遠略説への支持は弱体であったのである。そしてその弱さの大きな部分は、その主たる担い手が長井ら直目付、藩主側近グループであり、藩官僚の主流派ではなかったことであつたことは繰り返し述べたところである。もつとも主流派の正義党の中心である周布はこの年の四月以降は航海遠略説の熱心な支持者に戻り、長井失脚後はその主たる推進者となつていた。しかし逆にそうなると、周布の意向が開国論者にとっては決定的な意味を持つことになり、六日の会議で彼が攘夷論支持を表明すると、一気に藩論は転換することになつたのである。こうした周布の役割を大きさを見ると、次になぜ周布が攘夷論に転じたかが問題となる。

2、周布転換の背景——親征勅語をめぐって——

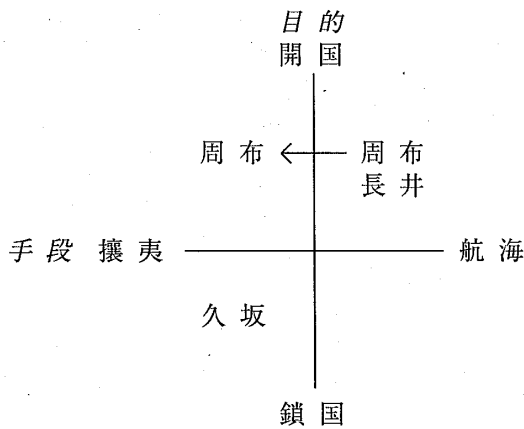
いま攘夷論への転換と記した。しかしそれは彼が絶対的な攘夷主義者となつたことを意味する訳ではない。「攘排也、排開也、攘夷而後国可開」と自身記しているように（『周布伝』下、一三二頁）、六日の転換以降も周布は、将来の開国を期していた。Ⅱ章四節で見たように、江戸出立直前における周布の考えは、將軍が上京しても国是が鎖国と決まればそれに従わざるをえない、しかし、目指すはあくまで開国である、したがって、鎖国Ⅱ攘夷は「儉安忌戦之情を脱却」するための一時的な手段として使い、武備充実の上は開国論に転じねばならない、というものであつた。周布にとり攘夷は、それをなさざるをえない場合にしろ、人心作興Ⅱ武備充実の手段にとどまるものであつたのである。

こうした手段としての攘夷論は、多様にある攘夷論のあり方のなかできわめて有力なものの一つである。平安になれた人心はよほどの衝撃を与えねば作興せず軍備強化の改革もできない。ゆえにその衝撃としてあえて攘夷戦争を行う。最初は敗

北するだろうが、そこで生まれた危機感をバネに改革が行われれば、最終的には勝つことができる。それはこのような考えである。先の御前会議での藩邸側の主張の一つはこれの典型である。I章三節の座標に位置づけければ第二象限にあるものである。周布は七月この議論をとることにしたのである。

なお周布の場合は、最終的目標は開国であるが、手段としての攘夷論を唱える場合、その最終目標は開国論も鎖国論の何れも存在する。これについても新たに座標軸で示せば図のようになる。縦軸は最終的な目的であり、横軸は手段である。長井や七月に転換以前の周布は目的は開国、手段も開国であり、第一象限に入るが、転換以後の周布は、目的は開国、手段は攘夷であり、第二象限となる。

図 攘夷論の位相



しかし、そうではあってもこの手段としての攘夷論は、江戸出立時の周布の考えに明らかになようにやむをえない場合にとるものであり、好んで採用したものではない。攘夷戦争は大きな賭であり、国家を危険に晒すものである。なぜあえてそのような賭にこのとき周布は出ようとしたのだろうか。まず六日の会議での周布の発言が問題となるが、そこでの周布の論拠は、まさに楠公湊川の大義名分論であった。ではその大義とは何か。それは天皇への忠節である。しかし江戸を立つとき、周布は五月一三日の内勅、三事策勅命に対し諫争するつもりであったことはすでに述べたとおりであり、周布は勅命絶対論者ではなかった。それなのになぜここで諫争を放棄するのだろうか。

その理由は、天皇個人の意向への判断であったと思われる。江戸出発時、天皇の本心は開国論であると周布が判断し、それが彼の諫争論の根拠となっていたことはすでに述べたところである（本論上、一一二頁）。しかし、前項で見たように、この御前会

議では叡慮は攘夷というのが共通認識であり、議論の前提となっている。天皇の個人の意向がもはや攘夷で動かし難いとす
るなら、諫争には効果はない。国是が鎖国ならそれに従わざるをえないというのは先に述べたように周布の考えであり、そ
れに従い、危険な賭にでざるをえないと周布は決意したものと思われる⁽²¹⁾。

ではなぜ、このとき周布は天皇の本心についての判断を変えたのだろうか。この謎は、なぜ、この御前会議で攘夷論者・
開国論者とともに天皇は攘夷論であると信じたのか、という前項で述べた疑問につながる。

この謎を直接とく史料はないが、その手がかりとなるものはある。それは親征勅語である。

親征勅語とは何か。その全文は『孝明天皇紀』三に収録されている(八八八〜八九二頁)。「防長回天史」三上ではこれは
当時、「仮名読の勅文」と呼ばれたとしている(一三八頁)が、ここでは親征勅語を呼ぶことにする。この勅語は長文で、
三分の二ほどはペリー来航以来の朝幕交渉の回顧で、十年以内攘夷の約束で和宮降嫁を認めたことまでを述べる。次ぎに坂
下門外の変に言及する。それは、襲った浪士を賞賛し(「実に勇豪の士」)、彼らを追究しようとしている幕府を非難するも
のであったが、変にかかわらず翌日の拜廟を止めなかった家茂は評価していた(「朕其寛量を愛」す)。そして具体的な政策
論としては、幕府に対し、国事のため処分をうけている公卿、列藩の臣、有志の大赦を求め、さらに、武備を充実し十年以
内に攘夷の実行するよう望んだ。そして最後に、もし幕府がその約束を守らなかつたら、天皇自身が公卿百官、天下の牧伯
を率いて親征する覚悟である、公卿らはこの意を体せよ、と述べていた。

この勅語の真偽について当時より疑いがあったが、⁽²²⁾『孝明天皇紀』が、当時の当局者である左大臣一条忠香などの文書に
この存在を確認し、真物であることを明らかにした。この勅語は、五月一日の三事策の堂上への諮問のさいに内々披見さ
せたものであった。この披見の経緯について「村井政礼日記」(『孝明天皇紀』三、八九四頁)は以下のように記している。

「六月七日 去月十一日、詔書(三事策) 同時に被仰出候思召書(親征勅語) 之儀は、堂上方へ於禁中為見被下候耳にて、

書写等之儀は一切不相成、然る処薩長二藩之儀は、勅使東行に付ては周旋被仰付之儀故、内々一本つ、被下之候由、依て極々密々久坂玄瑞に約定致置、今午後同人方へ行向写一本借用」

すなわち、この勅語は極秘の扱いで、一般の堂上に対しては披見のみで写すことは禁じられたが、薩長には特にくだされたというのである。いつ薩長側にこれが渡されたのだろうか。長州京都藩邸は五月一三日に勅使への協力を命じる内勅を受けている。しかしこの時は勅語は渡されていないと思われ⁽²³⁾。右の日記では六月七日までには長州側は入手しており、五月一四日から六月六日の間に渡されたと思なせよう。

この勅語は五月一日に公になった。しかし、これの作成時期はさらに遡る。『孝明天皇紀』所収の一条家の史料では、この勅語の前に、「坂下門外変事被聞食、時勢御嘆息、元来思食、方今思食被表候御一帖左之通」との前書きがあり、これが坂下門外の変の報を受けて作成されたものであるとしている。内容的にも、変の記述はあるが、変後に起きた、長井や久光の上京への言及はこの勅語になく、この前書きは信じることが出来るだろう。

ではこの勅語はいかなる方針の下、どのような政治的意図をもって作成されたのだろうか。ここで問題になるのは、長井の周旋との関係である。文久元年（一八六一）五月には孝明天皇は航海遠略説に賛意を表明していた。しかしこの勅語では強硬な攘夷論を主張している。なぜこのような矛盾が生まれるのだろうか。

その理由は、当時の天皇の幕府に対する判断にあったと思われる。文久元年、孝明天皇の賛成を得て、長井は江戸におもむき、久世らの意向を探ったが、幕閣は関心は示したが、はっきりした依頼は行わなかったことはすでに述べた通りである（本論上、五二―五六頁）。朝廷の開国論への転換は、朝廷の一方的譲歩ではなく、幕府側の朝廷尊崇の表明を受けてなされるべきものであったが、長井のこの江戸行きにおいては幕府はその決断を示さなかったのである。そのため文久元年一〇月の参勤道中において敬親は京都に寄らず、周旋は行われなかった。しかし一二月、幕閣の態度は変わり長州に正式に周旋依

頼を行い、これを受けて一月三日、長井に上京の命が下った。しかし彼の発足前の一月一五日に坂下門外の変が発生したのである。つまり、三月に長井が上京する前の幕府は、朝廷にとりなおこれまで通りの幕府、航海遠略説に賛同するかわからない幕府だったのである。そしてさらに、文久元年一〇月の和宮東下に随行した岩倉と千種有文が伝えた安政大獄の大赦要求にもこの時の幕府はまだこたえてはいなかった（『再夢紀事』〈史〉、三七頁）。

こうした信賴しがたい幕府に対して天皇がなしうることは、改革にむけての圧力を加えることであろう。そしてこの勅語はそうした圧力の一環として作成されたものと思われる。勅語が何よりも幕府批判の意図で書かれたものであることは、五月一二日に見せられた公家の山科言成がこれを「関東所置御不審御尋問一件」と記していること（『言成卿記』、『孝明天皇紀』三、八八六頁）にも確認できるだろう。十年以内攘夷の約束を幕府にあらためて持ち出し、それ以内に武備の充実をなすよう求める、そして当面の策としては、いまだに実行されていない安政大獄関係者の大赦を迫る、これが天皇の意図であったと思われる。武備の充実は航海遠略説においても要であり、それと矛盾するものではなかった。そして問題の親征論であるが、親征が行われるなら幕府の存在は無意味になり、幕府否定につながる。しかし勅語は、幕閣を批判するが、家茂に対しては好意的であり、和宮嫁降を機とする公武合体には基本的には期待を表明している。そして、親征論は、激烈に読めるが、実際には十年後の、しかもそのとき幕府がなお改革を進めていないときの話であり、現実的な問題として述べられている訳ではなく、議論を強めるための修辞である²⁴とみなせよう。

親征勅語はこうした意図のもとに坂下門外の変後に作成された。しかしそれは公にならず五月一日に初めて堂上に示された。なぜ公にされなかったのかについての史料はないが、ここまで激しい幕府批判を行うことに、いざとなって天皇は不安を感じたのではないだろうか。この勅語は、幕閣へのテロ行為である桜田門外の変や坂下門外の変の浪士を賞賛するものであり、よほどの覚悟がなければ公にできるものではなかった（久光上京以降でさえ、幕府の逆襲に朝廷側が強い不安を持²⁵

つていたことはすでに見たところである。

そうした勅語を五月以降、天皇は公卿に回覧させるとともに薩長に交付することで、表面に出したのである。先に引いた「村井日記」が示すようにそれは、当然ながら尊攘派有志の手をへて広く流布していくことになる。なぜこの段階で天皇はこれを表面に出したのだろうか。三月以降の京都における尊攘論の圧力の高まりに対して、天皇がそれをそらすため、三事策の御沙汰書などで自己の攘夷論を強調する修辭を使っていることはⅡ章二節³ですでに述べたところである。⁽²⁶⁾三事策の諮問の場で回覧されたこの親征勅語もそうした意味を持つものと見ることができよう。

しかし文書、とくに政治的文書がもたらす効果は往々にして作成者の意図を越える。そしてまた尊攘論に対するアリバイ作りとしては、親征論は度をこしていたように思われる。先に述べたように、長州京都藩邸は五月一四日から六月六日の間にこれを入手している。そして彼らはこの勅語を天皇の強固な攘夷の決意を示すものと理解したのである。この勅語が長州側にあたえた衝撃については、木戸の対応より知ることができる。

木戸は万延元年（一八六〇）八月、同じ藩官僚の松島剛蔵とともに、長井らには秘密に水戸と同盟を結び、また長井周旋批判をたびたび記す⁽²⁷⁾など、早い段階から尊攘論にたっていたように見える。しかし一方、文久二年五月初には、越前藩邸におもむき、航海遠略説を説いて、五月一五日の長井の越前藩邸訪問の根回しを行つて⁽²⁸⁾いる。また同年四月二一日付の有馬彦兵衛（家老宍戸備前の家臣）宛書簡（『木戸孝允文書』〈史〉一、一五六―一五八頁）では、長井建白が朝幕に受け入れられる見通しを述べ、それを歓迎している。五月一二日に江戸を出立するまでの木戸の行動は航海遠略説の基づくものであったのである。しかし、五月二三日に入京して以後、木戸は尊攘論者として行動している（七月の御前会議で尊攘論を主に展開したのは木戸とされる）。周布だけではなく、木戸にも転換があるのである。もちろん越前への交渉は、この四月に任命された公武周旋役としての公務であり、有馬彦兵衛は親しい同志ではなく建前を記したと見ることができよう。しかし公の立

場という点よりすれば、木戸上京後も江戸の敬親は航海遠略説をとっているわけであり、それに反対する立場に移行することは木戸にとっては大きな決断であろう。そして木戸の書簡が述べる長井周旋反対の論理も、久世・安藤政権期の幕閣への不信より来ているものであり、⁽²⁹⁾「一体鎖国と申訳にても始終之大略難相立」(同書、一三八頁)とあるように攘夷論自体には木戸は懐疑的であった。そして、四月以降、幕閣の更迭が行われるとともに、將軍上京をも幕府は決定しており、木戸の主張を幕府は実行しつつあった。それにもかかわらず木戸は開国論に反対し、攘夷論を主張した。それはなぜだろうか。

この轉換の契機となったと思われるのが親征勅語である。木戸には妻木忠太編『木戸孝允遺文集』(一九四二年)に収録されている「嘉永文久年間の自叙」という覚書がある⁽³⁰⁾(一六五から一七四頁、表題は編者がつけたもの)。この自叙のなかで木戸は文久二年の長藩の攘夷藩論決定過程を回想している。

木戸は記す。長州はペリー来航以来、攘夷論をとってきたが、戊午の密勅が下田開港を認めたので、それ以来、開国論となった。文久二年七月、敬親は国事に尽力しようとして上京、二九日に朝廷より八月一日に学習院参向の命が下るが、いかなる内命が下るのか知るべく二九日、木戸は正親町三条に強引に面会、彼より、天皇が即今攘夷方針を長州に指示する意向であるとのことを知らされる。しかし「国家の事、癸丑以来自ら条理あり、一時壮烈の議論に媚びて、多年の条理曲る能はざるものあり」として木戸はこれに反論、さらに帰って久坂や藩官僚と協議したが皆、木戸に賛成、この夜、木戸と周布は正親町三条を訪れその旨を陳述した。八月一日の敬親への内命には即今攘夷論がなかったが、この問題の帰趨が気になり、三日以後、朝廷にこれを窺うが、そのやりとりのなかで、「事齟齬する時は、朕自ら是を征する」との文言のある勅言(つまり親征勅語)を示される。ここにおいて、長州の幕府への建言も水泡となった。長州は上京以来、「条理」のあるところにしたがって今日にいたったが、これを知っては、「条理已に尽き、条理已に極ると云可し、依て断然攘夷の勅を奉す、是より挙国攘夷に決心せり」と。

木戸が記している朝廷と長州の交渉の筋書き、即今攘夷論の朝廷と開国論にたつ長州の対立、前者による後者の圧倒という筋書きは、すでに述べてきた事実経過（たとえば、長州は七月初に尊攘論に転換していたし、親征勅語は八月三日以後ではなく遅くとも六月六日までに受け取っている）、そして次節で述べるそれに明らかになるようにまったくの誤りである。ただその不正確さにもかかわらず、木戸が勅語を、天皇の強烈な攘夷への決意を示すものとして受け取り、それを長州藩の藩論転換の要として位置づけている点は注目しなければならない。こうした位置づけは木戸自身の転換を反映したものでないだろうか。着京後、親征勅語を見て木戸は攘夷論に決定的にふみきったと思われるのである。

そして内容の重要性より考えて、親征勅語は、木戸が中津川に敬親一行を訪れたとき持参されたと思われる。そして木戸に対してもったであろうと同じ効果を、すなわち、天皇は攘夷論であるという確信を親征勅語は周布に対しても發揮したのではないだろうか。もしそうであつたなら、天皇の無責任な修辭が長州の藩論転換の大きな要因となつたことになる。³¹そしてこの本来は機密の勅語は、尊攘派有志の手を通し広く流布していく。³²尊攘派はこれにより自己の急進的攘夷論について確信をもつことになるのである。

3、即今攘夷論の登場

このようにして七月、長州藩の藩論は航海遠略説から攘夷論に転換した。そして注意すべきは、六日の御前会議に明らかのようにその転換が単なる攘夷論ではなく、ただちに条約を廃棄するという即今攘夷論へのそれであつたことである。この時期、朝廷は攘夷論を説いているが、それは即今攘夷論ではない。三事策諮問のさいの御沙汰書は一般的な攘夷論であり、親征勅語が述べるのは、幕府の十年以内攘夷の約束とそれが果たされなるときの親征である。そして十年以内攘夷論は、逆に見れば十年間の攘夷の猶予を意味するものであつたことはすでに述べたとおりである。それにもかかわらず、長州側は即

今攘夷を問題とし、その実現を目指す方針を決定している。長州は攘夷論に転換しただけではなく、それを急進化させたのである。

こうした急進化はなぜ生じたのだろうか。何よりも重視すべきは、当時の京都の政治的雰囲気、尊攘論の高揚だろう。時代が一つの方向に大きく動くときは、その方向の最急進論を唱える者が主導権を握ることができる。長州京都藩邸の藩官僚たちは尊攘論の流れの先端に自らを置くことで政局の主導権を握ろうとしたものと思われる。

そしてそうした戦略には薩摩との対抗関係も大きく作用していただろう。久光の真意は開国論であったが、それはこの七月上旬の段階では、外部にははつきりとはわからない。攘夷論を説く三事策、それを奉じての東下という久光の行動よりすれば、薩摩はむしろ攘夷路線の推進者と位置づけるのが自然であったろう。これまで開国論を唱えていた長州がこれに対抗するには、単なる攘夷論では不十分で、それを一段急進化させて即今攘夷論とする必要があるのである。

しかし、この即今攘夷論についてその背後にある外交論は、長州内部で異なっていた。「破約攘夷開兵端、此七字当今之急務」と閏八月一日に木戸に記しているように（『周布伝』下、二二二頁）、藩官僚の最高幹部の周布は、即今攘夷論者となっていた。直前まで航海遠略論の中心であったことを考えれば、攘夷論に転換しても即今攘夷には反対するのが周布の自然な対応のように思われる。しかし彼は一気に即今攘夷論となった。なぜそうなったのだろうか。

すでに述べたように、七月の転換以後の周布は二四頁の座標軸で示したように、第二象限の攘夷論者であり、その最終目的は開国論であった。攘夷という手段が開国論転換に向けて避けられない手順であるなら、それへの捷徑は、直ちにそれをへること、すなわち即今攘夷を行うことである、こういった逆説的論理が周布にあったのである。すなわち、この後、江戸にまた下った周布は以下のように板倉老中を説いているのである。現在の国内情勢では、破約を行った上ならともかく、このままで朝廷に開国論を唱えても承引されるはずはなく「内乱紛起」をまねくだけであり、速やかに叡慮にしたがい攘夷を

行ふべきである（『周布伝』下、二二七頁）、と。そして、周布にとり「一旦攘夷に決せられし上、更に我より交りを海外に結ぶべきは勿論なり」なのである（『続再夢紀事』〈史〉一、九六頁）。もともと、攘夷論者が攘夷論を唱える理由についての周布の理解は、このまま国力がじり貧となつていくことを憤り、戦争によりこれまでの偷安忌戦の俗情を一変させようという人心一新策からきていたといふものであつた³³。それならば、開国論に転換するには、いったんは攘夷を行つていわゆる人心のガス抜きをはかる必要があることになる。まさに「攘排也、排開也、攘夷而後国可開」である。

もちろん即今攘夷は危険な方策である。右の周布の議論を聞いた板倉老中が、いったん破約し戦争とならば取り返しがつかない、といったいどのような手続きをとれば良いのか、と危惧するのも当然である。それに対する周布の返答は、列国に対しては条約に国内民心が納得しない旨を誠心誠意説明するというものであつたが、それでも列国が兵端を開くのは必然と周布は覚悟していた。そして国内に対しては、外国との交渉の次第を詳細明白に知らせて、列藩以下に決戦の覚悟を促すべきである、とする。そして、戦争になり大敗することになつても、後年かえつて振起することにならうとの見通しを述べるのである（以上、『周布伝』下、二二七―二二九頁）。

このように周布は開戦を覚悟していた。しかし注意すべきは、それは、まず外交交渉があつたうえでの戦争、日本側の廃棄通告を受けた上で外国側が兵端を開く戦争であつたことである。つまり、翌年五月一日以後、長州が行つたような、外交交渉抜きで日本側からの一方的攻撃³⁴無二念打払を説いているのではなかつた。条約を一方的に廃棄すれば、戦争となる可能性がきわめて高い。しかし、それはあくまで外国の出方次第のことであり、³⁴ 確実ではないし、即時のことでもない。開国論者の越前は九月中旬には以下のような開国論への転換策を考えるにいたつた（『続再夢紀事』〈史〉一、八六・一〇四頁）。通商条約は調印手続きが国内的には不当ゆえいったん廃棄を列国に通告する、その上で必戦の覚悟で諸大名と国是評議を行ひ、全国一致であらためて開国を決定する、である。周布の考えも、この越前側の考えと同様のものではあつたと思われる。

事実、江戸にふたたび下った周布ら長州側幹部と会談した越前側は、その意見を歓迎し（同書、九六頁）、幕府に対し長州は暴論ではないと弁護しているのである。⁽³⁵⁾

以上、周布の攘夷論を見た。しかし長州の考えはこうしたもののみではなくこれと異なる攘夷論が存在していた。それは尊攘派有志の攘夷論である。これについてその中心である久坂の考えを見よう。周布の目的は開国であったが、久坂の場合はどうか。それはやはり攘夷であったと思われる。たしかに久坂はその意見書や書簡のなかで海外雄飛論を記している。朝鮮・満州・広東・ルソン・ジャワ・インドからアメリカ・ヨーロッパまでも自由に往来し、諸処に館邸を建て兵士を置くべし、と（「廻瀾条議」、『久坂全集』、四二二頁）。しかしこれは空疎な観念論であり、現実的な政策目標と言えるものではなかった。

久坂は「解腕痴言」（同書、四二七〜四三七頁）で直ちに攘夷をなすべき理由を詳細に論じているが、そのなかには、キリスト教浸透の危険性・貿易による国力の疲弊・夷狄の存在自体が皇国の汚れ、といったものがあつた。久坂にとり外国とは徹底した否定・嫌悪の対象であり、外国との交易・交流といったものが存在する余地はなかつた。文久元年六月二二日の入江九一宛の書簡（『久坂全集』、四九八頁）で久坂は長井批判を詳細に述べているが、そのなかで、航海遠略は師吉田松陰の説であり当然であると述べている。しかし、それは、日本が台湾・ルソン等を要害として西洋夷狄を防がねば患害の根は断てない、という軍事的防衛的論理から来ているものであつた。外国との非軍事的で日常的な交流という視角、開国論にとつては不可欠な視角が久坂には完全に欠けていた。久坂にとつての神聖空間である日本を外の汚れから遮断する、こうした内向きの志向が彼の外交論なのである。こうしたなかに彼の海外雄飛論を置けば、それが列強の圧迫を受けている事実への観念的な反発であり、空疎な修辭であることが明らかになるだろう。つまり先の座標軸（二四頁）のなかに久坂を置けば、それは目的攘夷、手段攘夷の第三象限にあることになるのである。⁽³⁶⁾そして即今攘夷は、周布のように開国への手順ではなく、

文字通り夷狄をおいはらう戦争であったのである。

分裂していた長州の藩論は七月には即今攘夷論でいったん統一された。しかし実際にはその内部に大きな差違が存在していたのである。そして注目すべきことに、この年の二月に尊攘論に転換した正義党藩官僚は次第に尊攘派有志と融合し、その気風に染まっていきつつあった。文久二年二月、萩において久坂らは血盟を結んだがその参加者は有志のみで藩官僚はいなかった（『久坂全集』、二九八頁）。しかしこの年、一二月、江戸で結ばれた尊攘派の血盟書（一坂太郎編『高杉晋作史料』一、マツノ書店、二〇〇二年、一三七頁）には、久坂・寺島忠三郎・有吉熊次郎・赤祢武人・山尾庸造・品川弥二郎といった有志と並んで、高杉晋作・大和弥八郎・長嶺（渡辺）内蔵太・井上馨・松島剛蔵といった若手藩官僚の名前が記されているのである。

即今攘夷論は外交のみではなく、内政においても重大な意味を持つ。それは対幕姿勢のいちじるしい硬化である。幕府に攘夷戦争の望まないことは長州側が熟知するところであった。したがって幕府に対して、この危険性が高い即今攘夷論を迫るには、厳しい圧迫手段が必要となる。当然これは幕府との対立につながる。それをあえてなすのがこの決定であった。³⁷航海遠略説において長州は、幕府の改革を融和的に実現しようとしていた。しかし尊攘論に転換した七月以降の長州は、あえて幕府と対立する姿勢をとりだすのである。そして、長州にとり、幕府は、否定すべきものではないが、朝廷の一方的命令を順守し、執行する存在となり、その政治的位置は大きく低下したのである。

こうした対幕強硬姿勢の背景には、当時の京都における反幕気運の高まりがあった。そして長州自身について言えば、前田書翰に関しに見たように（本論上、一〇一頁）、幕府よりの自立志向があることは確実だろう。幕府と朝廷との融和を目標に、基本的には説得により政策転換をはかろうとした七月以前の長州藩は過去のものとなった。圧迫、一方的命令により意に染まない政策順守を幕府に迫ろうとする尊攘論の長州藩が生まれたのである。

1、世子定広の東下

即今攘夷論に藩論を転換した長州藩は、その国是化に向けて動き出した。文久二年(一八六二)七月八日、周布と中村九郎は正親町三条を訪れ敬親の上書を提出した(『防長回天史』三上、三〇三、四頁)。それは、謗詞問題の弁解がすめば五月一三日内勅にしたがい、江戸で周旋を行うことにする、そのため世子定広を江戸に遣わす、というものであった。これまで応じなかった五月一三日内勅に長州は従うことにしたのである。さらに、七月一三日、毛利伊勢が正親町三条を訪れ書面を提出した(同書、三〇七、八頁)。長井が朝廷に提出した建白を取り下げ、彼を処分することにする、これで謗詞問題の弁解となったら、その旨を書取にて仰せ聞かせてほしい、とこの書面は求めていた。航海遠略説の撤回を正式に表明するとともに、謗詞問題という汚点が解決したとの確認を朝廷よりとろうというのである。一六日、朝廷はこれに答え、敬親を学習院に呼出して勅書を下した⁽³⁸⁾(同書、三二〇、一頁)。その勅書は、謗詞問題が氷解したと述べるとともに、五月一三日の内勅を貫徹するよう求めるものであった。これで長州は完全に復権したのである。

七月二〇日、長州は三事策について疑義があるとして中山に質問を提出し、二三日、朝廷は付札によりこれに返答した(同書、三二一―三二六頁)。質問の中心は三事策の第一策、本来は長州の主張である將軍上京論のあつかいであった。一、五月一三日内勅が下されたときは、三事策の第一の將軍上京を当秋か来春にしようとのことだったが、その後、主眼は第三策にあると聞いた、將軍上京周旋は差し控えよとの趣旨なのか。二、三事策の第三策をまず行えとの趣旨とのことだが、第一策も第三策もつまるところは一つと考えるので、その心得で周旋していいのか。

この質疑の意図は第一に薩摩への対抗である。第三策は薩摩の主張、第一策は長州の主張であったが、第三策が優先され

ている現状に対し、第一策をあらためて主張し、その実現にむけて周旋することの許可を求めることは薩摩への対抗を意味していた。第二は、攘夷論の強調である。第一策も第三策もつまるところは一つ、というその一つとは攘夷論を意味する。⁽³⁹⁾三事策の勅命は、それぞれの策を命令する根拠として攘夷論を使っていた。前節で見たように朝廷や薩摩においてはこの攘夷論は建前にすぎなかったが、長州はこの建前を強調することで、三事策をまさに攘夷宣言としてあらためて位置づけようとしたのである。

これに対する朝廷の返答は、一については、三事策が出された五月上中旬には將軍上京が困難と見られていたので、第三策優先とした、と弁解するものであった。そしてその上で二については、その心得で周旋してしかるべし、七月一日に春嶽・慶喜登用を幕府が請けたことなので、「然る上は事実速に行はれ候儀第一に被思食候」と述べていた。この「事実」とは攘夷論と解せよう。つまり長州は、將軍上京論をあらためて持ち出すことと、攘夷論を前面に押し出すことのお墨付きを得たのである。

七月二十七日、敬親はまた学習院に呼ばれ、父子のうち一人が江戸に下り、一人は在京するようとの勅旨をうけた。翌日、世子定広を東下させる旨を返答した（以上、同書、三一八頁）。そして八月二日、定広は学習院に呼ばれ、東下周旋に関する勅命を授けられた（同書、三二六、七頁）。その内容は、一、戊午以来の公武の処分者のうち地下の者についてはまだ大赦が行われていないので早々赦免させるべし、二、故斉昭を大納言とする、三、桜田門外の変・坂下門外の変・東禪寺事件・寺田屋事件など国事に奔走し横死、あるいは処罰された志士を復権すべし、である。

この勅命は、「長も夫にて顔も立候」（七月一九日付中山苑正親町三条書簡、『中山資料』〈史〉四、四一〇頁）とあるように、本来は、東下する定広の顔を立てるために出されたものであった。久光が勅使をともなったのに、定広が手ぶらで行くわけにはいかなないのである。しかし、この大赦勅命には薩摩との間で大きな問題をひきおこす内容がふくまれていた。それ

は、復権させるべき志士の一員としてこの四月の寺田屋事件の関係者をあげていたことである。寺田屋事件は久光の命を受けた上意討ちであり、これを復権させることは久光への批判を意味し、その面子を傷つけるものであった。そもそも寺田屋事件は、朝廷の要請を受けて久光が行ったものであり、事件直後にはそれを賞賛する沙汰書を朝廷は出して⁽⁴⁰⁾いた。この勅命の復権論には無理があるのである。しかも、この勅命は、交付にあたっては親薩摩の関白近衛忠熙の承認をへたものであった(八月一日付中山宛近衛書簡、『孝明天皇紀』四、五五頁)。それにもかかわらずなぜ寺田屋事件がふくまれたのか、史料的な確認はできないが、尊攘派有志、あるいは長州側の強い働きかけがあったと見ていいだろう。七月、京都政界の雰囲気は長州優位、尊攘論優位に急速に変わりつつあったのである。

この勅命をもって八月三日、世子定広は京都を立ち、一九日に江戸に到着した。

2、中村質疑とその回答

世子に勅命が下ったのと同日の八月二日、長州は薩官僚の中村九郎を質疑書提出のため中山のもとに遣わした⁽⁴¹⁾。『防長回天史』三上、三一八〜三二六頁)。七月二〇日の質疑への返答で第一策・第三策を一事と心得ることはわかったが、それにしたがって周旋する前に、安政五年(一八五八)以来の現在までの勅命の趣旨についてその後、変換はあるのか叡慮を窺いたい、と質疑書の前書きは記していた。次ぎに質疑だが、実際には質問というよりも過去の勅命への解釈という形で長州側の主張を述べるものとなっている。

一、安政五年三月二〇日の堀田老中宛勅命に、「往年下田開港の条約不容易」とあるのに、同月二六日の閣老宛別紙には「下田条約の外御許容不被遊」とあるが、これは、下田条約は不本意ながら許容し日米修好通商条約は破却との叡慮とかが如何。

二、井伊の違勅調印の幕府側関係者は処分すべきとの叡慮と思うが如何。

三、安政大獄被処分者は浪士にいたるまで大赦すべきとの叡慮と思うが如何。

四、通商条約破却となれば天下一統決戦の心得が必要なことはもちろんの事ゆえ、幕府に防御の処置を調えるよう命じらるべきと考えるが如何。

五、安政五年四月三日の閣老宛御沙汰書は、伊勢神宮・京都の防備不十分であり大藩に警衛を命じるべしとあるが、現在の警衛ではなお不十分であると思うが如何。

六、長州はこれから七月二〇日の伺いへのご回答にしたがい周旋するつもりだが、攘夷については、薩摩はじめ正義の諸藩と申し合わせ幕府に建白し、幕議決定まで尽力の積もりだが、その幕議が決定の上は一応、叡聞におよぶべきと思うが如何。

七、將軍上京、諸侯予参、朝廷において衆議一定というのが年来の叡慮であるところまで長州は判断してきた、春嶽・慶喜登用となった以上は將軍上京は必ず整うので、五月二〇日内勅が命じた今秋の春嶽上京は猶予を命じるべきあり、これについて薩摩と協議したいが如何。

八、薩長尽力し正義の諸藩と談合の上、幕議決定の目途がついた上で將軍上京、諸侯予参の盛典を行うというのが戊午の密勅にも合うと思うが如何。

質疑の中心は攘夷と將軍上京である。攘夷について長州は、朝廷の意向を通商条約破却に確定しようと望んでいた。安政五年には通商条約調印に反対していたが、最近航海遠略説を支持するとういうように朝廷の意向は動揺しており、その確定、それも即今攘夷論への確定が何よりも必要と考えたのである。このため、前書きと一でその確認を求めるとともに、無勅許調印を行った井伊政権の有罪を確定し（二・三）、条約廃棄を前提とした国防強化論を幕府に迫ろうとした（四・五）。また

上京問題については、久光派遣のさいに朝廷が命じた春嶽上京を阻止し、あくまで將軍上京を囹ろうとした（七・八）。

この質疑に対して朝廷は付箋で答えた。焦点の攘夷問題への回答は以下の通りであった。まず前書きの叡慮變遷の如何を問う質問に対しては、「一端被仰出候儀、尤御違變不被為在候」、とその不変を述べたが、続いて「乍去於蛮夷一件は、段々遷轉之形勢、尤幕府御掛合も同断に候間、以其意味可有考慮候」、と述べ曖昧な部分を残した。次の一についても同様に以下のような屈曲した返答を行った。

下田条約は好んでいなかったが、幕府がすでに調印したと言上したので、嘆かわしいと思っていたところに、通商条約（「仮条約」）を幕府が言上したのに驚き、余儀なく安政五年三月二六日の閣老への下し文を遣わしたのであり、下田条約を勅許したわけではない。その後、幕府より言上もあり約定も転々、結局、一昨冬、十年以内攘夷の約定となった、且つまた、現在は蛮夷は追々猖獗、下田条約の頃どころではない以ての外の状況である、「到当時条約（下田条約）に被宥可然とも難被仰出、仮条約（通商条約）は御破却御拒絶被遊度思召候、併是等国是重大の儀、猶衆議之後叡旨可被仰下候」

この返答は長州が望んでいた通商条約破却の意向を示すだけではなく、下田条約についても、勅許したわけではない、とそれを問題化する文章を加えている。これにより返答は、読み方によれば下田条約をふくめ一切の条約を破却するという長州以上の急進論とも解釈できるものとなっていた。しかし同時に傍線部にあるように、国是の決定は将来の衆議によると述べていた。つまり決定的な回答を朝廷は避けたのである。

こうした決答の回避は、この時の朝廷の開鎖問題への基本的な意向を示すものと言えよう。基本的意向とは、衆議の上での決定である。この衆議による国是決定という方式は、長井周旋にさいしての天皇の意向（四月二三日内勅原案）、五月二〇日の春嶽上京命令、というように朝廷がこれまでとってきたものであった。そしてそれが開国論への轉換の可能性をふくむものであったこと（〈国是諮詢→開国〉方針）はすでに述べたとおりである（本論上、六八頁）。

この国是評議をどのようにこの時の朝廷は行おうと考えていたのだろうか。これについては、春嶽上京問題についての、岩倉と久光・大原のやりとりより見ることができる。本章一節で述べたように、七月、京都の岩倉と江戸の大原との間で、春嶽上京と国是諮問に関し書簡のやりとりがあった。大原や久光の考えは、すでにふれたがここでは岩倉側の意見を検討することにする。この問題についての岩倉宛大原書簡（『中山資料』〈史〉四、三五二～三五七頁）は、一九日頃着いたと思われる。ここで大原が述べる国是評議の方式は、幕府が江戸で国是を評議し、それを春嶽が上京して上奏、その内容に問題があれば朝廷より指示を下す、というものであった（なお、すでに見たこの書簡の案文『忠義公史料』一、八六〇～八六二頁）と実際のものには大きな差があるのだが、それについてはすぐ後でふれる。それへの岩倉の意見は以下の通りであった（『中山資料』〈史〉四、三五七～三五九頁）

「国是議論可被聞食と元より被 仰出有之候得共、是迄とは違ひ候事故、越上京薩長も上京之事、内外御打合十分上策に御治定、扱 勅命之旨関東にて評定、而て 勅命に台命を添、大小名建白被 召候は、如何、江戸にて粗治定之上伺出候処、万一事毎御不承知被 仰候ては一越共に顔の立ぬ様之物、又折角公武御合体所詮も無之、江戸よりはケ様言上、御所よりはケ様不承知と仰候扱と世評立候ては如何と存候」

つまり、岩倉は、春嶽・薩長上京→朝廷内外で国是を評議し治定→その決定をもって東下→江戸で大小名へ諮問、という方式、京都での国是評議をあくまで主張しているのである。大原の方式について岩倉が危惧するのは、傍線部にあるように幕府が治定したものを朝廷が承認しないという事態、公武の分裂の再来という事態であった。しかし、そうした分裂を收拾し公武合体を実現するため、信用のある春嶽・慶喜を朝廷は登用させたわけではなかったのか。岩倉はいったい何を危惧しているのだろうか。

その危惧の内容はやはり開鎖問題があったと思われる。春嶽は安政五年以来、開国論者として知られる人物であり、彼の

もとで幕府があらためて開国を評議決定し、それを上奏することは岩倉にとり予想されることだったろう。もちろん開国論は岩倉自身の考えであり、これへの転換が国是評議を行う意図であった。しかし、幕府が江戸で決定の上その承認を朝廷に請うという方式は、京都における反幕氣運の高まりのなか、無用な反発が加わりかえって国是転換を困難とする、開鎖の議論は、ある程度の紛糾は覚悟しても京都において雄藩諸侯をもあつめ十分になした方（「越上京薩長も上京之事、内外御打合十分上策に御治定」）がよい、というのが岩倉の判断であつたらう。

もつともこの点についての大原・久光の考えは一節で見たように、開鎖問題は当面、凍結し、実務的改革方針を春嶽に上奏させようというものであつた。しかし案文に書かれていたこの考えは、なぜか実際の岩倉宛書簡においてはふくまれておらず大原・久光の慎重な配慮は岩倉には伝わっていなかつたのである。

一方、国是をいかに決定するのかその方式についての藩論転換以後の長州の考えはどうようなものであつたらうか。長州は、三事策の実行に協力するためあらためて東下、周旋することになつていた。その周旋の目的とは、長州においては、幕府に即今攘夷論をとらせることであることにはすでに述べた。そして江戸での周旋の具体的手順については、薩と協力し、正義の諸藩と談合し、幕議を決定させ、その上で將軍が上京しそれを上奏する、と述べている（中村質疑の七）。一応、最終的決定は朝廷よりの御沙汰によるとしているが（中村質疑の六）、攘夷論を幕府が上奏した場合、それを朝廷が覆すことなどとても不可能だろう。つまり実質的な攘夷論の国是を江戸において決定してしまおうというのが、長州の考えであつたのである。

したがって中村質疑の七と八の春嶽上京反対、將軍上京論は、薩摩に対する長州の面子争いという側面もあるが、それ以上に、開国論への転換の可能性のある、京都での国是評議を避けるという意味があつたと解することができる。

中村質疑の七と八への朝廷の回答は、まず七では、春嶽上京はすでに命令し、江戸で交渉に入っているが、定広が東下し

大原・久光と談合し兩人も見合わせに賛成するなら再考する、と薩摩と長州の交渉に下駄を預けたものとした。そして八については、薩摩他正義の諸藩と江戸で談合周旋するなら安心であるとしたが、幕議の目的が決定するより前、それがつきそうになった段階（「先件（六への返答）」にも有之候通、国是の目途粗相付候はゞ」）で先ず一応叡聞に達するように、と一面では長州の主張に応じながら、その独走には牽制を加えていた。

3、独立攘夷論の登場

中村質疑への返答のこうした曖昧な性格は長州にとっては不満であり、長州は再質問をすることにした。その再質疑が行われる八月七日、岡藩の尊攘派有志小河一敏は正親町三条に以下の書翰を送っている（『中山資料』〈史〉一〇、九二〜九六頁）。小河は言う。昨日、長州人に会ったところ、攘夷問題について朝廷に再質問することである、現在、通商条約はもちろん下田条約についてまでも朝廷はそれを認めるかいなかにつき定見を持つべきであり、それがなければ衆論紛紜を招くことになるだろう、よってこの節、長州より伺いがあったときは、確固とした返答をなすべきである、そしてその返答は、以下とすべきである。

「〔一切の条約を〕拒絶相成候に付ても処置不容易事に可有之、夫等之处は幕府始建議之衆論も被 聞食届候て、尚被 仰出之品も可被為在候」。

すなわち、朝廷は一切の条約を廃棄することを決定したが、その実行（「処置」）は容易ならざる事であろう。そこでそれらについて幕府を始めとする建議の衆論を聞いた上で、朝廷より命を出すことにする、である。

つまり、この返答案は、攘夷は確定したとし、その上でその具体策について幕府などの建議を求めるものであり、決然たる攘夷の宣言なのであった。

小河は言う。この返答案ではあまりに鎖国一辺倒のように聞こえるかもしれない、しかし、朝廷はここではひとまずペリ
ー来航以前にもどすとの叡慮を貫いておくべきである、それでは皇国のために不宣との確論をもつ者があれば、自然それを
その筋へ建白するはずである、そしてその建白は違勅ではなく諫争と見るべきであり、もしそういう者があればその建白を
詳しく聞いて、次第により前議をあらためれば良いのである。「こうした確固とした返答をなさず」、叡慮は一応は鎖国だが
なお衆議の上、決定する、と言うような答えをなす（すなわち、先の中村質疑への朝廷の返答である）のは以て他である。
「叡慮はケ様なからも尚弘く衆論を被 聞食候て英断可被為在」という返答は公正の叡慮のように聞こえるが、それでは幕
府始め諸国紛紜の衆議を開くことになり、朝廷も面倒なことになるだろう。このように小河は国是を衆議により決定しよう
という方式を批判する。

もつとも小河の論は開国論自体を全面的に否定しているわけではない。開国論は「一定之事之外之変化と申様之もの」で
あり、これは今より文面に表すには及ばず、今のところは叡慮のまま鎖国拒絶とのみ返答すれば良い、である。つまり将来、
開国論に変論する余地はこれでもあると主張しているのである。しかし叡慮が確定した後、それを批判する建白をなすのは
現実には至難の業である。一見、開国論への余地を残しているように見えながら、実際には攘夷論を確定するのがこの書翰
のねらいと見るべきだろう。小河は長州の尊攘派とも親しい関係にある。⁽⁴³⁾彼らに極めて都合のよいこの意見を具申したのは、
あるいは長州側と相談の上のことかも知れない。

この小河書簡を受けて正親町三条は中山にその日のうちに、小河の論は至極もつとも、よろしくご勘弁を願うと書き送つ
た（同書、九七、八頁）。長州、さらには尊攘派の圧力を感じている正親町三条には、一見逃げ道があいているように見え
るこの小河の提案が魅力的に見えたのだろう。そしてこの七日、長州の中村が中山を尋ねたのである（『防長回天史』三上、
三三一～三三四頁）。

中村は、先の中村質疑への返答は、下田条約をも破却の対象とするということなのかとまず問うた。中山は幕府が十年以内攘夷の約束をしているので、「於只今は窺之通り一切御拒絶」との決定であると語った。小河の意見通りの返答である。しかし、中山は、さらに以下のように続けた。「乍然天下は一人の天下に非ず、是等重大之儀、衆議を尽し候上、的当之正議も有之候は、其節可被仰出御旨も可被為在候得ども、於只今は先御決定之叡慮に窺之通無相違候」。これは国是の最終的決定は将来の衆議に任せるとする、まさに、小河がしてはならないとした返答である。また、中村は、八月二日の質疑の四の返答中、「防御は開鎖両様共に有之候」との文があるが、鎖国の決意なのに「開」とあるのはなぜかと問うた。開国絶対不可との返答を何とか引き出そうというのである。中山は答える。国是についての天皇の現在の考えは、もちろん鎖国だが、「此往いか様之公議可有之も難被計、猶根体御国体之上にては、開と申儀難被為成筋も無之に付、開鎖之字面被相用候」。つまり、公論がどう決まるかわからないし、また国体上、開国不可というわけではないのである。攘夷論者には厳しい内容である。しかしここでまた論調が変わる。「開鎖の字面被相用候得共、為差意義有之事にては無之」、要するにさして意味があるわけではない、である。まことに要領を得させない返答振りであり、「公論」と「国体」の二点より将来の開国論への転換の余地を残した回答と言えよう。

正親町三条は小河の論に賛成であったことはすでに述べた。中山は正親町三条より攘夷論的傾向のある人物であり（本論上、五三頁）、おそらく正親町三条と同じであつたらう。しかし中村への回答は両議奏の意見と異なつたものとなつた。両議奏にこうした力をふるえる者は、天皇と関白近衛忠熙となるが、これまでの経過よりすれば天皇の意向と見るべきだろう。天皇は、即今攘夷に不安を感じ、なお衆議による国是変更のシナリオに固執していたのである。

長州はこの再度の質疑においても即今攘夷論への朝廷の確言をとることはできなかつた。しかしそれにもかかわらず中村は最後に、御主意は委細わかつたのでこれを目途に周旋尽力すると述べた。そしてさらに、「一切御拒絶之御決志、被仰聞

候上は、衆議之上公論に随ひ候儀は格別、於只今叡慮之被為向候処に随ひ候段は、追々も御請仕居候通に御座候間、其段は御承知被成置被下様」、との重大な申し添えを行った。下田条約もふくめいっさい拒絶という「御決志」を聞いた以上は、将来の国是評議（「衆議」）により転換することもあるかもしれないが、長州は現在の叡慮にしたがい行動するので、承知されたいとの通告である。一種の居直りともいえる宣言であるが、現在の叡慮は拒絶であるとの朝廷の返答がこうした宣言をなす余地をあたえたと言えよう。そして長州側においては、朝廷の公的な返答はともかく、天皇個人の真意は断然たる攘夷論であるとの確信が親征勅語よりあつただろう。

以後、長州は即今攘夷論で周旋を開始する。八月二〇日、京都藩邸幹部の中村・宍戸・山田宇右衛門が江戸の木戸・山田亦助に書簡（『周布伝』下、一九一―一九三頁）を送り、大原・久光は慶喜・春嶽登用で今回の使命は済んだと思つていろいろだが、攘夷問題まで運びつかねば叡慮貫徹と言えない、兩人を帰京させず江戸に引き留められたし、と述べた。第一節で見たように久光の周旋は、攘夷の建前はかかげながらも実際にはその問題を避けて人事問題に集中するものであつた。そうした久光の戦略を長州側は次第に気づくようになったのである。⁽⁴⁴⁾これに対し長州側は攘夷問題を表面にかかげることで先行した薩摩より主導権を奪おうとしたのである。

閏八月五日、当職益田弾正の江戸藩邸への使命書を持って直目付毛利登人が江戸に向かつた（『防長回天史』三上、三三八、九頁）。使命書は周旋の事項が多岐にわたつては成業困難ゆえ、先の八月二日質疑の第一ヶ条（条約廃棄）に絞るよう指示する。そして、春嶽・慶喜登用で幕政も追々維新とのことだが、先日の春嶽よりの上京猶予の上書よりすれば、肝要の破約攘夷決定の目途は立っていないよう見えるので、世子は二通勅錠（五月一三日・八月二日内勅）周旋の目途が立てばこの問題に集中し、幕府に対し以下の決断を迫れと述べた。すなわち、通商条約はもちろん下田条約をも破棄することを外夷へ申し渡し、攘夷の国是を朝廷が決定したので諸大名に武備を整え決戦の覚悟をするようとの沙汰を出せ、である。そし

てもし慶喜・春嶽らから異論が出、幕議が決まらない場合は、叡慮が立たざるゆえ詮方なしとして帰京し、そのことを奏聞し宸断を待て、とした。使命書は叡慮Ⅱ国是はもはや決定したとの立場で、即今攘夷を幕府に迫れと指示したのである。

では、これまでたびたび表明されてきた衆議公論を求めるとの叡慮はどうなるのか。それについて使命書は述べる。衆議公論を求めるとの思召ではあるが、現在の攘夷の御決定は五年前より御確定のもので、皇国維持のための良策、「事理、的当之御国是」であり、天皇よりの御下問があつても列藩のうちこれへ異見を張るものはいないだろう、ゆえに列藩の議を残らず聞くに及ばず、長州は「断然御独立にて速に叡念貫徹候様周旋」する決意である、と。つまりもはや衆議は聞く必要はなく、長州はそれにかまわず独立して即今攘夷を目指し活動するといふのである。現在の叡慮を楯にしての衆議公論の契機の否定であり、天皇が内心望んでいたであろう衆議による国是転換を完全に排除するものであった。こうして長州は即今攘夷論実行に向けて動くことを決断したのである。

四 京都（下）——即今攘夷論の勝利——

1、独立攘夷の建白と久光意見書

八月二二日に江戸をたつた大原は閏八月六日に着京、即日、参内し復命を行ったが、そのさい、八月一八日付の春嶽の上書を提出した（野宮国事私記、『維新稿本』BU 51—777・778）。上京せよとの勅命だが、就任してから日が浅く廟堂の事情もわからないので、当分それを猶予してほしい、と上書は述べていた。

大原の前日、江戸をたつた久光は一日遅れの七日に入京、ただちに近衛邸を訪問、そこで忠熙父子や議奏中山・正親町三

条・野宮と会談した。さらに九日、久光は特別に宮中に召され天皇に謁見、そこで関東の事情など委細言上した（以上、野宮国事私記、『維新稿本』BU 51—948/52—27・28）。ここでの久光の主張は、中山・正親町三条に九日、提出した上書（『孝明天皇紀』四、一二四、五頁）に見ることができる。久光は言う。幕府は慶喜・春嶽登用の勅命を請けた、この上は「朝議確乎として不被為動、匹夫之激論一切御採用不被為在、関東之処置靜に御觀察被遊度」と。つまり、当面は一越による幕府改革を静かに見守るべきだ、である。

大原・久光の帰京を受け朝廷は沙汰を出す。まず九日、幕府宛の達（『孝明天皇紀』四、七六、七頁）を出したが、それは春嶽上京猶予を認めるものであった。そして一四日、朝廷は大原勅使の帰京をふまえて、親王ならびに現任公卿諸臣へ以下の沙汰を下した（野宮国事私記、『維新稿本』BU 51—778—780、以下、猶予沙汰書と呼ぶ）。

勅使が帰京し、幕府が一越を登用するとともに最近の不都合を恐懼し、誠意をもって勅意を遵奉し公武一和に尽くす覚悟であるとの復命があった。「旧来之流弊即今急速に新政難行次第も有之旨、猶被廻 叡念候得共、前条復正議 朝旨を尊崇之志情、奮起之趣に候間、暫御猶予所置方 御考察可被在候事」。

すなわち、これまでの流弊があるのでただちに新政を行うのは困難であるとも幕府が言上している、そこで朝旨を尊崇し奮起するとの意を考慮し、しばらく幕府に猶予を与えることを考えている、である。

つまり、一越を中心とする幕府を信用して改革の成果が出るまでしばらく猶予を認める、というのである。これは久光上書の主張そのままであると言えよう。久光不在時、尊攘派の影響流されてきた朝廷も、久光が帰京するとその磁力にふたたびひきつけられ出したのである。

こうした流れに尊攘派は当然、反発する。猶予沙汰書が出された翌一五日、尊攘派公家の三条は中川宮に書簡を送り、以下のように憤慨した（『維新稿本』BU 52—926—928）。この御沙汰では、昨日も内密でお話しされた「攘夷且富国強兵等」につ

いての勅語はさしあたり出さないとの思召のようだ、これでは因循苟且に陥り、旧弊一新の期はとても覚束ないこととなる。ついでには建言したいことがあるので不日ご対面をお願いしたい、現在、朝廷が「御たゆみ」してしまつては、「天下失望、有志更激烈之挙動、可暴発哉」。中川宮のご考慮を願う、と。三条は、尊攘派浪士の暴発の危険をちらつかせて沙汰書を批判するのである。

しかし実際には、尊攘派の反撃はすでに一四日のうちに始まつていた。この日、長州より重要な建白が近衛閑白に提出されたのである。それは独立攘夷の建白と呼ばれるものである（『防長回天史』三上、三三九、四〇頁）。これは前節で見た閏八月五日の江戸藩邸への益田弾正使命書の趣旨を、直接朝廷に向かつて述べたものである。建白は言う。叡慮は安政五年（一八六八）以来確定しているが、「破約攘夷之御国是」について天皇はなお疑いを持っているのではないか、とこれまでの天皇の勅文に泥み自分の意見を主張しようとしているものもあるらしい、しかし長州は叡慮は破約攘夷と窺つており、皇国維持の良策はこれ以外にないと考え定めており、江戸での定広の周旋もこれの実行を目的としている、安政五年よりもはや五カ年が立ち、朝廷と幕府の異議の根底が明らかになつたので、もはや列藩中、勅文に泥む者もないだろうので、「今更不及會議、断然独立にて尽力、乍不及 皇国正氣御維持之寸補をも仕度、父子決心罷在候」、と。傍点にあるように長州は、諸侯による国是評議をもはや不要とし、長州独力でも即今攘夷に破約攘夷に向け尽力する決心であると朝廷に向け宣言したのである。

即今攘夷にむけただちに行動するというこの長州の建白は、これまで朝廷がとってきた国是評議構想を否定するものであるとともに、同日に出された猶予沙汰書の内容を打ち消す意味をもつことにもなつた。⁽⁴⁵⁾

薩摩と長州―尊攘派、朝廷は板挟みとなつた。両勢力のうち天皇以下の朝廷指導部にとり近いのは、危険な攘夷戦争をめざす尊攘派ではなく久光である。そこで朝廷指導部はまず久光に救いを求めることになる。猶予沙汰書と長州建白の翌日の

一五日、近衛忠房は正親町三条を通して書簡を久光に送る（『忠義公史料』二、二〇八、九頁）。先日、久光より意見を聞いたが、今後の諸大名の取り扱い方、そのほか総体の処置についてなお見込みを持っていないようであると天皇は察しれられる、このまま京都に留めて治国の良策につき意見を聞きたいと天皇は思っておられるが、やむを得ない事情で近く帰国とのことにつき、底意蘊奥があるなら極密に献策してほしい、と。これを受け一六日、久光は近衛家を訪れ近衛忠房や議奏の中・山・正親町三条・野宮に会っている。この会見後、忠房や議奏は参内し天皇に謁見し、その後、近衛関白を訪れ、そこでまた久光と会っている（『孝明天皇紀』四、一一二頁）。久光が何事かを語り、それが天皇に言上されたとみていいだろう。さらに二二日、近衛父子は久光に天皇以外には決して見せないで意見書を提出するよう求めた（『忠義公史料』二、一九九頁）。天皇や近衛は久光の真意を知ろうとやつきとなつていたのである。久光の意見はすでに九日にも言上され、一六日も語られたはずである。その上でさらに意見書提出を求めているのは、原則論ではなくもつと具体的な政局の機微にわたる点について久光の決意を知ることが望んでいたのだと言えよう。こうした強い要請を受けて二二日、久光は意見書を近衛家に提出した。⁽⁴⁶⁾

この意見書はわずか十三日前の九日の意見書の主張と大きく異なるものであった。九日の意見書は幕府への猶予を説くものであったのに対し、これでは幕府への朝廷の介入を強く主張していたのである。すなわち、幕府の改革は、一越登用にもかかわらず閣老以下、役人の抵抗で延引している、兩人に大権なくてはとも勅命通りの変革は行われないので、この兩人に大政委任の内命を下すべきである。また幕府より春嶽上京の猶予をこう書面が出ているが、これではいつ上京するかも覚束ない、そこで改革の眼目を評決し速やかに上京するよう催促の御沙汰を下すべきである、と。

さらにこの意見書は開鎖の国是評議をも主張していた。久光は言う。春嶽が上京したら、先の十年以内攘夷の約束につきその処置、今よりの見当の大綱を聞くべきである。さらに、攘夷は重大問題なので親王・摂家・公卿・幕府より下は三家・

三卿・大小藩にいたるまで残らず朝廷に建白させ、その上で時宜にしたがい將軍と相談の上、決議を仰せだす、との命を出すべきである、と。

開鎖問題の評議は凍結し当面は一越が主導する幕府の改革を見守るべき、というこれまでの久光の立場はここに大きく転換した。なぜ久光は変わったのだろうか。ここで久光は幕府不信を述べているが、わずか十三日の間に幕府の動向についての新たな情報が伝わってきたとは考えにくい。変化の要因は江戸ではなく、京都、そこでの政治情勢の変化にあったと見るべきだろう。そしてこの間におきた政治情勢の変化としては、尊攘派の攻勢があった。その一つは言うまでもなく、長州の独立攘夷建白である。久光意見書は、「征夷之任を差置、且無謀之論等申上候者も御座候哉に伝承」と記すが、これは長州の独立攘夷建白を含意していると言えよう。そしてもう一つ久光が意識したであろうものとしては、一八日に行われた公卿への開鎖の国是諮詢があった。

閏八月一八日、以下の諮問が親王以下群臣になされていた（『孝明天皇紀』四、一三三三頁）。

「累年蛮夷跋扈之旨趣被聞食、追々深以被悩宸襟候、於攘夷之叡慮は先年初発已来到当時、聊以不被為相変候得共、各所存尚又無腹藏被聞食度被尋下候事」

諮問の文言は、傍線部にあるようにまず攘夷の叡慮は不変と自己のアリバイを確保した上で、各自の所存を腹藏なく述べよう求めるものであり、四月一三日の長州宛内勅と同様の構造である（本論上、六六頁）。しかし諮問の持つ意味は四月とこの時でまったく異なっていた。四月においてそれは、自ら責任を負うことなく、開国への国是転換をはかるものであったが、この目論見がなりたつ条件は、天皇自身が攘夷論を述べていても、あえて開国論を建白する者が存在し、しかもそれが多数をしめることであった。そして四月においては、長州が航海遠略説を決然と主張、幕府もそれに合意しており、そうした条件が満たされることが期待できる状況であった。しかしこの時は違った。

天皇そして正親町三条・大原・岩倉らは長井の周旋を受け、開国論に転換していたが、彼らは公家社会においては少数であり、公卿の多くははまだ攘夷論的意識が強く、さらには尊攘派に呼応する急進的な公卿も登場しつつあった。そして天皇以下は、開国論を公然と示してはおらず、表面的にはまさに諮問の文言のように攘夷を語っていた。こうしたなか公卿に開国論の建白を期待するのは無理であり、逆に攘夷論の返答が山積することになるだろうし、事実そのようなものとなったのである。⁽⁴⁷⁾公卿への諮問は攘夷の国是の決定につながるものなのである。

いかにしてこの諮問が行われるにいたったかを示す史料は管見の限り見つからないが、以上の政治的文脈を考えれば、尊攘派の圧力ではなかったかと思われる。⁽⁴⁸⁾

尊攘派の攻勢、それによる朝廷の動揺により、開鎖問題の如何が現実の政治課題として浮上してきた。こうなってしまうのは、持論である問題の凍結論は時勢に合わなくなる。久光がその路線を修正し、これまで避けようとしてきた、囂々たる議論を招く危険のある開鎖の国是諮問（ただし公卿のみではなく諸侯にまで広げた諮問）をあえて主張するようになったのはこうした事情があったと思われる。

開鎖問題への諮問を久光は求めたが、これについての久光意見書の議論は、これまでの曖昧な対応と異なり、明確な攘夷論批判であった。故なく攘夷を命じても幕府は請けず、そうなると朝廷の威光に傷がつくだろうし、このことを聞いた浪士がまたまた蜂起するだろう。攘夷戦争となった場合、海軍が絶対的に劣っており、海路封鎖をされれば戦わずして屈せざるを得なくなる。聞くところによれば、朝廷は、すぐ攘夷を行うつもりはないが、攘夷と宣言しなければ、武備が整う時はないと考えているようだが、今日の情勢では攘夷を仰せ出せば、激烈の士が直ちに開港場攻撃を主張し、幕府も鎮静しがたないことになるのは必然で、結局、皇国は混乱し清国の覆轍を踏むことになるだろう、と。このように久光は即今攘夷論のみではなく、攘夷宣言一般を批判した。ただしそれに対する策としては、航海遠略説のような開国論は述べず、軍備充実とい

う實際的、具体的行動を進めていくことをあげてはいた（「於関東大政之旧弊御一新、武備充実之御世話、御実意に御主張有之候様仕度」）。

こうした攘夷論批判に対する当時の反批判は、それは因循苟且であり、儉安忌戦の情に基づくものであるというものであった。こうした反論を抑えるには反攘夷論派が決然とした富国強兵政策を実行し実績を示す必要がある⁽⁴⁹⁾。二二日意見書で久光が速やかに改革の実を示すよう幕府に圧力をかけるべしと主張したのはこうした考慮があったからであろう。

このように久光は、尊攘派の攻勢を見てこれまでの開鎖問題凍結論の立場より国是諮問論の立場に移行した。即今攘夷論の長州―尊攘派か、国是諮問論の薩摩か、朝廷は選択を迫られた。朝廷指導部の本来の意向は、久光の議論であった。しかしそれにもかかわらず彼らが選択したのは前者であった。閏八月二七日、中山は毛利筑前と益田弾正を呼び以下の勅旨を伝えた（『防長回天史』三上、三四一頁）。

「断然独立可有尽力之決心之旨言上、先以叡念御符合、深以御感悦御事に候。何卒抽丹誠周旋有之、公武を始め万人一致にて、為神州尽精力、早、蛮夷拒絶に決定候様、幕吏へ掛合之都合に相成候様被遊度」

朝廷は、即今攘夷を幕府に迫るお墨付きを長州に与えたのである。

なぜ朝廷はこのような選択をしたのだろうか。もともと、長州の独立攘夷の建白は、朝廷に対する伺いではなく、「今更不及会議、断然独立にて尽力、父子決心罷在候」、とあるように、長州側の決意の通告である⁽⁵⁰⁾。朝廷の側に強い意志とそれを裏付けるものがなければ、その阻止を命じるのは困難なものであった。しかも一八日の公卿への諮問は予想通り攘夷論が圧倒的であり、長州への大きな追い風となっていた。

いっぽう久光の主張は朝廷にとり受け入れにくいものであった。春嶽の上京は九日に猶予の沙汰を出したばかりであり、ただちにこれを翻すのは朝廷でもさすがになしにくいことだろう。さらにさかのほれば国是諮問による攘夷論の否定という

構想自体、実際にできるものなのか朝廷にとり不安であったろう。この構想が実現するには、開国論陣営の緊密な協力、特に幕府と薩摩のそれが必要となる。しかしそうした協力関係が本当にできるのか朝廷にとってはこのとき不確かなものであったろう。本章一節で述べたように、春嶽が久光とともに上京し、公武合体論のデモンストレーションをしていればともかく、春嶽は猶予を求め上京してこない。そして、久光意見書のなかで描かれる幕府は、すでに攘夷論否定にむけて協力関係ができている同志ではなく、むしろ信用しがたく、変革のためには一越への大政委任をなさねばならず、それでも変革出来ないときは、「機変に応じ御決心之御処置」が必要な存在であったのである。

在府中、幕府との協力関係を築くことができなかつた久光は、改革を一気に進めねばならなくなると、またも強硬手段に訴えようとする。それが一越への大政委任勅命論であつた。しかし、これは將軍の地位を空洞化するものであり、もしそれが現実に出されていたら、譜代・幕臣の反発は攘夷の勅命に対してよりも激しいものとなつていたろう。ましてや、この勅命の裏に、すでに不信感を持っている薩摩の意向があることが判明するにおいておやである。

久光の意見はこのように無理があるものであつた。しかも久光自身、生麦事件の処理というやむをえない事情のため帰国しなければならず、京都政界からしばらく姿を消すことになる。朝廷指導部が長州—尊攘派の主張に流されていったのは、尊攘派と断固として対決するという剛毅さが彼らに欠けていたことが大きかつたが、それ以外の理由もあつたのである。

2 三条勅使の派遣決定と薩摩

閏八月二七日に即今攘夷論承認の勅旨を得た尊攘派は、さらにだめ押しをしようとする。それは、即今攘夷を命じる勅使を再度幕府に派遣しようという構想であつた。閏八月初の段階でそうした構想が存在していたことは、前項で見た中川宮宛三条書簡に確認できる（本論、四七、八頁）。この構想は、猶予沙汰書でいったん困難になつたが、その後の尊攘派の攻勢

のなか息を吹き返すことになる。

閏八月二三日、姊小路は尊攘派の朝廷役人村井政礼をよんだ。そこでの姊小路の談話を村井は日記に以下のように記している。

「攘夷之事今度群議被 聞食候上は、来月中伝奏例下り被仰付、其節被托関東可被仰出哉に御内定之由」〔『維新稿本』BU 57—566〕。

「今度群議」とは公卿への国是諮詢であり、伝奏に託し幕府に出す仰出とは言うまでもなく攘夷勅命である。京都において公卿に国是諮詢を行った以上は、国是は決まるわけであり、そうであればそれを幕府に命じるのが当然という論理であり、この論理にしたがつて勅命降下が内定していると姊小路は言うのである。なおここで述べられている「伝奏例下り」とは、伝奏を江戸に派遣する年頭勅使のことである。この恒例の年頭勅使に勅命を持参させようというのである。

しかし、長州の活動にお墨付きをあたえるという形ではなく、朝廷が直接、攘夷を幕府に命じるといふのは重大な決断である。右の引用の続きで姊小路は、幕府が請けない場合の朝廷の「大処置如何」をあらかじめ決定する必要があるとし、これについての中川宮の意見を聞いてくるよう村井に命じている。そして尊攘派の考える「大処置」は、場合によっては幕府の否定、討幕をもふくむものであつたらう。つまり攘夷勅命は、攘夷戦争のみではなく、それ以前に討幕戦争にもつながりかねない問題だったのである。

そうであればこうした強硬措置への批判が生まれるのは当然である。その中心は朝廷指導部に復帰したばかりながら大きな影響力をもつ中川宮であった。

勅命は、最初、右の引用にあるように年頭勅使である伝奏に持参させることになっていた。しかしその後、おそらく尊攘派の主張により別に勅使を派遣するという考えが登場し、九月八日には別勅使派遣が朝議で決定された（『孝明天皇紀』四、

一八五頁⁽⁵¹⁾。これに対し中川宮は、いま別勅使を派遣しては容易ならざることになるので、やはり伝奏を派遣すべきと主張した(同)。恒例の年頭勅使ではなく、特別に勅使を派遣することはそれ自身まさに事件で、人目をそばだたせるものである。そうしたものである以上、持参する勅命も重い内容のものとならざるをえず、幕府と抜き差しならない対立にいたる可能性が高い。中川宮は、幕府に対しては穏健な対応(「緩之御沙汰」)をとるべきと考えており、その点から別勅使ではなく年頭勅使とすべきと主張したのであるが、その背後にはさらに、攘夷勅命を出すのは時期尚早という勅命降下自体への反対があったのである(「隈山春秋」、『史籍雜纂』〈史〉二、九月一五日、三四〇頁)。そして注意すべきことに、宮の反対は孤立したものではなく、近衛閑白や議奏の中山、さらに雄藩では薩摩が別勅使論に反対であったのである⁽⁵³⁾。

別勅使反対の立場を公然と示したのは、中川宮である。尊攘派にとり宮の説得が課題となる。九月一五日、尊攘派公家の姊小路公知は宮を訪れ議論するが、宮は納得せず、姊小路は憤慨した(同書、九月一六日、三四〇頁)。しかし一八日、土佐尊攘派の武市半平太が訪問し、薩長土三藩連名の別勅使派遣の意見書を示すと、宮の抵抗も崩れ、派遣を了承する(同書、三四一頁)。そして二二日、勅使三条・副使姊小路という尊攘派公家コンビの別勅使派遣が正式に決定されるのである。派遣決定後、問題となるのは勅命の内容、幕府に攘夷をどのように命じるかである。一〇月初、薩摩の小松帯刀は近衛家を訪れ勅命の件について問うているが、それへの返答で近衛は、長州土佐より「是非直に打払不相成候ては不相濟」との議論が出、それに三条・姊小路が同調しているため、「六ヶ敷御吟味」となり心配している、と述べていた⁽⁵⁴⁾。勅命についても強硬論と穏健論の対抗が起きたのである。そして結局、一〇月二日に勅使に示された勅語の後半部、幕府への命令の部分は、以下の通りのものとなった。

「於柳営弥攘夷に決定有之、速諸大名へ布告有之候様被思召候。尤策略之次第は武將之職掌に候間、早速被尽衆議候て、至当之公論に決定有之、醜夷拒絶之期限をも被議、奏聞之様御沙汰候事」(『孝明天皇紀』四、一九二、三頁)

つまり幕府への要求内容は、A、国是が攘夷に決定したことの列藩への布告、B、攘夷の策略や実行の期限を衆議の上で公論にしたがい決定しそれを言上、である。この内容はどのように評価できるだろうか。

Aで攘夷の布告が命じられているが、それは原則次元の問題であり、具体的な指示ではない。そして具体的な開戦時期や方法については、それを幕府に朝廷より命じるのではなく、幕府を中心とする武家側の衆議に任されているのである。そしてさらにA・Bの両命令のうち、幕府に即答を求めるのは、Aの布告のみであり、Bについては、勅使に直ちに返答するのが困難なら、今年中か明春にまで回答を延期することを朝廷は認めていたのである（同書、一九三頁）。

この勅命は、強硬論者の主張するようにただちに攘夷戦争を実行するよう命じたものではなく、一見、穏健論者の意向が透らぬかかっているように見える。しかしそれにもかかわらず、尊攘派の中枢、長州はこの勅命に賛成している。世子定広や周布ら江戸の長州藩指導部は、三条勅使の到着を前に一〇月二七日、勅命についての対応を評議したが、その結論は以下の通りであった（以下、「世子奉勅東下記」〔『史籍雜纂』〈史〉一、一六八頁）。

「列藩へ布告厳整に貫徹せは、此を期限とし勅使は復命あり、攘夷の策略、拒絶期限等は、来年二月將軍家上洛、列藩會議して上奏すへし、との勅答するを期程にして可然乎」

つまり、列藩への攘夷布告さえ行えば、攘夷の策略のみならず、その期限についても即答ではなく、来年二月の將軍上京段階で返答すれば良いというのである。まさに朝廷の方針そのものである。そして周布は、東下中の勅使を訪い、この方針を協議したが、三条・姊小路もこれに賛成だった。⁽⁵⁵⁾

なぜ尊攘派はこの勅命に反発しないのか。

その理由は第一に即今攘夷という基本方針が、この勅命において貫かれていることである。即今攘夷の意味とは、第一に国是を攘夷と確定することであり、第二は十年後の攘夷といった遠い先ではなく近い将来の攘夷の実行であった。勅命は、

Bについて即答しなくていいとはしていたが、遅くとも、来春二月に予定されていた將軍上京時には返答しなければならぬといっていた。そのさい何年も先の実行などという返答はなせるわけがない。近い将来の攘夷という基本方針は、この勅命によっても変化はないのである。

第二は、尊攘派においてもそのすべてが、ただちに打払を行えという極端な強硬論を唱えていたわけではないことであった。すでに本章二節3で述べたように、周布の攘夷論は外交交渉を行った上での戦争であり、交渉ぬきでの日本側からの一方的攻撃ではなかった。そうした攘夷論者にとっては勅命の述べる攘夷への手順は何の抵抗もなかったろう。これに不満を感じるすれば、それは極端な攘夷論者のみであつたらう。

そしてそうした極論家にとつても満足はいく内容が、この時、他に決定されていたのである。すなわち、勅使が携えるもう一つの勅命、親兵設置命令（『孝明天皇紀』四、一九一、二頁）である。朝廷に独自の軍事力を置くのでその兵員や財源提供を諸藩に命じよ、と述べるこの勅命は、幕府の存立根拠である軍事指揮権を部分的に奪うものであった。この重大な勅命を出すべきとの主張は、長土尊攘派から出たものであり、彼らは、薩摩の同意を得た上で、一〇月五日、三藩有志連署の建白を提出したのである。⁽⁵⁶⁾ 尊攘急進派にとつて攘夷の勅命が物足りないものであつても、この親兵勅命があるのであり、そう不満はなかつたであらう。

要するにこの勅命は、穩健派の意向で緩和されてはいるが、基本的には尊攘派の意向が貫かれたものであつたのである。⁽⁵⁷⁾ 別勅使の派遣は閏八月一四日の猶予沙汰書に矛盾するものであり、また近衛閑白・中川宮・議奏の中山が望まないものであつた。それにもかかわらずこれが決定されたのはなぜだろうか。

その中心的要因は、尊攘派の圧力であつた。先に後半部を引用した別勅使への勅命の前半部は、冒頭部で、一越登用後の幕府の改革について、叡感斜めならずとそれへの高い評価を述べていた。それにもかかわらずなぜさらに勅使を派遣しなけ

ればならないのか。それについて勅命の説明は、攘夷方針が一定しなければ、「人心一致」にいたり難く「国乱之程」も如何と天皇が思う故ここに沙汰を下す、というものであった。この「人心一致」の困難、「国乱」という言葉で思い浮かべられているのは、第一に尊攘派の暴発への懸念であったことはこの時期に中山が書いた京都の政情を伝える書簡案（『中山資料』〈史〉四、七五頁）より推定できる。中山は以下のように嘆く。

「三藩（薩長土）色々周旋：中には過激之説も多端にて、取鎮兼候義も有之苦心候。：「天誅の横行を列挙」何とも六ヶ敷次第に候。：蛮夷一件関東所置方未申来候に付、此頃又々別 勅使を以て可被 仰遣との御評定最中に候。何分人心折合兼、世上人氣形勢は追々切迫に相見、甚以心痛之至に候。ケ様之次第にては何時何成変を生候も難計、実に不容易勢に相成申候」

この懸念の背後にあるのは天誅の横行であった。中山は右の書簡案で、閏八月二二日の九条家家臣宇郷重国晒し首、九月一日の目明かし文吉の絞殺、二三日の近江で襲撃された町奉行所の与力三人の梟首に言及している。他にも公家の一員である岩倉などにも九月一二日には脅迫の投げ文が送られていた。有志は伝奏を幕府の官吏のように考えている、もし別勅使を派遣しないなら朝廷当局者は久世・安藤らと同じ売国の逆賊であり、堂上地下の区別なく推参し天下に代わって害を除く、という脅迫文が尊攘派有志より中山に送られていた。⁵⁸ こうした恫喝は当然、他の当局者にも行われていただろう。天誅が横行する騒然たる世情を背景に、こうした恫喝をもふくむ入説を尊攘派が行ったとき、その威力は絶大なものであったろう。

そして注意すべきことにこの時期、朝廷内において尊攘派に同調する尊攘派公家が形成されていたことである。尊攘派公家は、文久二年の五月から八月にかけて孝明天皇の側近を排斥する四姦二嬪排斥運動を契機として形成されたことは、すでに原口氏により明らかにされている。⁵⁹ そして彼らは、当局者外存在であったわけではなく、八月下旬の段階で広幡忠礼・正親町実徳・庭田重胤・三条実美のように議奏加勢となっているものもいた。尊攘派は公家内、さらに当局者内にその代弁

者を得たのである。そして尊攘派公家は、猶予沙汰書への三条の批判に見ることが出来ように（本論、四八頁）、有志の暴発をその政治的主張の根拠に使っていた。

尊攘派の勢力はこのように大きなものであった。しかし一方、公武合体論の薩摩も、別勅使派遣決定をめぐる政治過程において表面・裏面の双方で大きな影響力を持っていたのである。別勅使派遣が問題になった時点では久光は帰国していたが、即今攘夷を迫る別勅使は、薩摩の立場の対極にたつものであり、薩摩の存在は、朝廷内の反対論の大きなよりどころとなっていた。そのことは、九月四、もしくは五日の正親町三条宛と思われる中山の書簡案（『中山資料』〈史〉四、一六五―一六七頁）の以下の一節に確認される。

「一一日投書 別勅使一件三郎（久光）申条等をも、青門（中川宮）より夫々（尊攘派か？）へ得と説話有之候様、殿（近衛閑白）より〔中川宮に〕得と御申入有之候事」

「別勅使一件三郎申条」とあるが、久光は帰国しているので、これは別勅使についての久光の直接の発言ではなく、閏八月二二日の意見書に示されているような攘夷戦争反対、富国強兵優先の久光の持論をさしていると言えよう。

また九日以後、別勅使反対の中心となった中川宮においてもその反対論の根拠となったのは、この問題についての薩長土三藩の不和、つまり薩摩の反対であった（前掲「隈山春秋」、九月一六日、三四〇頁）。

このように大きな影響力をもつ薩摩であったが、その京都藩邸の動きは奇妙なものであった。薩摩京都藩邸の別勅使問題への対応は、別勅使反対論で一貫してはいなかったのである。別勅使派遣が最初に問題になった九月初めの段階で、長土尊攘派は薩摩はこれに賛成していると判断していた。⁽⁶⁰⁾ こうした判断は、藩邸側にそう思わせる対応があったからと考えるのが自然だろう。しかし一五日頃、薩摩藩邸側は態度を翻し、いまだ攘夷の機会ではない、時を待つべきと長土二藩に対して主張するようになった（同書、九月一五日、三四〇頁）。この薩摩の反対論は中川宮・近衛ともつながっていると長土側は判

断した(同)。長土尊攘派にとつて、まず薩摩藩邸を説得することが課題となる。この結果、長州の前田・宍戸九郎兵衛・久坂・佐々木男也、土佐の小南五郎右衛門・武市半平太が一六日、薩の藤井良節邸を訪れ、本田・村山・高崎佐太郎ら薩摩側と会合し、攘夷問題について議論したのである。そして、結局、「下詔之議」がここで決定された(同書、三四〇頁)。つまり攘夷の勅命降下論で薩長土三藩が一致したのである。一八日、武市は中川宮を訪れ、三藩の意見が一致したことを述べた。反対の根拠がなくなった宮は派遣を了承⁶¹、ここに別勅使派遣が固まるのである。天誅などの尊攘派の圧力に押されていたとはいえ、薩摩藩邸側があくまで反対論を貫いていたら、中川宮らもあるいはさらに抵抗したかもしれない。しかし薩摩藩邸の対応はいわば梯子をはずすものだったのである。

別勅使問題において薩摩京都藩邸は、結局はその本来の立場に反して、長土との協調を優先した。そしてこうした協調はこれに限られたものではなかった。当時、在京していた土佐藩士小原与市の一月八日の日記に以下の記述がある。

「○即刻前田(孫右衛門)氏へ三藩会合之儀申来り、平井収次郎(土佐藩士)召連参上す。前田氏も不勝にて不出会、宿而己也。薩より本田弥右衛門・藤井良節来会

○粟田(中川宮)御内近藤・渡辺等姦物片付之内談也。且近々関白様(近衛忠熙)御辞退御免被蒙筈、右之節自三藩御侍早追を以、勅使(三条)初春嶽侯・長門侯(定広)・致仕公(容堂)へ子細申上る筈。是は春以来辞職に付、異論朝廷に起り一条公(忠香)を以関白之内計起る、然とも鷹司公(輔熙)にあらざれば当世有志之公武、不帰服にて差泥み来る処、此節鷹司公へ御一決にて異論無之筈、尤三条公御発京之時迄色々俗論等有之に付、只今御辞職被成時は関東之聞へを謬し御疑念可起に付、無子細趣相達る筈也。今日前田病氣に付亭主は宍戸九郎兵衛」『維新稿本』BU 65

— 856 · 857 —

これより、薩長土三藩士の会合(「三藩会合」)がかなり制度化されて存在していることが明らかとなる。この日の場合、

会合を呼びかけたのは、前田邸にその場が設定されていることより長州であろう。そして議題は、中川宮の家臣の処分（「片付」）・近衛から鷹司への関白交代のさいの対応⁽⁶²⁾・引用では省略したがさらにもう一つ小河を迫害した岡藩への罰則の可否であり、政界の表裏にわたる重要問題が論じられているのである。

政局の主導権や政治路線をめぐりすでに長土尊攘派との対立が始まっているのに、その一方でこのように協同するのはなぜか。これについて維新史料編纂会『維新史』三（一九四一年）は、「薩藩のみ独り攘夷即行の趨勢に抗するのは不利であり、寧ろ大勢に順応して、長土と行を同じくし、他日の素地を作るのが賢明であると思惟したことによるものであろう」としている（二七七頁）。妥当な推定であるが、薩長土の協同が別勅使問題にかぎらずより構造的であることを考えるとこの要因のみでは不十分だろう。

別の要因には、当時の薩摩京都藩邸の特性があるだろう。久光帰国後、京都藩邸に残ったのは本田親雄・藤井良節・高崎佐太郎・村山才助らであり、前掲「隈山春秋」や「武市瑞山在京日記」（『武市瑞山関係文書』〈史〉）を見るに、とくに本田と藤井が中心となって朝廷や他藩との交渉にあたっていた。そして彼らの行動には尊攘派に同調するものがかかり見られる。それは尊攘派との窓口という役目柄そうならざるをえない、という側面とともに、彼ら自身の志向もあつたのではないだろう⁽⁶³⁾。もちろん、彼らは基本的には、久光以下、指導部の路線にしたがって行動するが、自身としてはより尊攘派に融和的であつたと思われるのである。

そしてさらに重要な要因として、薩長土三藩は特別な藩であり、有志藩として相互に協調すべきという意識が当時あつたのではないかと思われる。薩長土三藩は、九月までに国主が上京し、国事への尽力を求める内勅を朝廷から直接、与えられている特別な藩であり、そのように朝廷からも見られていた⁽⁶⁴⁾。安政の大獄からわずか四年間しかたつておらず、幕府が将来、逆襲に転じる可能性が消えたわけではない。これまでの禁制を破り中央政治に参画しようとする有志藩はたがい協調すべ

きであるという意識が、主導権抗争、路線対立の一方、有志藩において存在していたと見るべきではないだろうか。⁽⁶⁵⁾

薩摩の京都藩邸は尊攘派に融和的な対応を結局とった。しかし、そうではあっても久光が反尊攘論であるという認識は、朝廷指導部において変わらなかった。そしてそうした認識のもと彼らは事態打開の期待をやはり薩摩にかける。九月末から一〇月初、朝廷指導部は国元にいる久光に再上京を強く求めるにいたるのである。九月三〇日、久光上京を求める天皇の内勅が出され、翌日、近衛閑白も久光宛書簡を記し〔『孝明天皇紀』四、一五七、八頁〕、「長土両藩種々申立之事共も有之、多端之儀、殆心配心配困苦候。今度別勅使も矢張被差下に相成、此儀に付ても甚々心配之事共に候」、久光上京がなければ天皇はもとより自分も心許ない、と近衛は久光に訴えた。また同日、中山も同趣旨の書簡を送っている（『忠義公史料』二二、二二六頁）。

なお、久光上京論で注意すべきことは、それが尊攘派への対抗という文脈のみではなく、幕府への警戒という意味合いも持っていたと思われることである。天皇も近衛も中山も久光上京を希望する理由の一つとして近く慶喜が上京することもあげて⁽⁶⁶⁾いる。上京した慶喜にいかなる御沙汰を下し、いかに応接するかは国家の大事であり宸襟を悩ませており、これについて相談したいので是非上京を、である（右の中山書簡）。尊攘派の暴走に対する幕府の反撃、その余波が朝廷自体に及ぶことを朝廷上層部は恐れていたのではないだろうか。そうなると薩摩はそれへの保護者という意味も担うだろう。⁽⁶⁷⁾

そしてこうした幕府観は尊攘派においても共通であった。天皇らの久光召致は尊攘派に秘密になされたものではなく、彼らもこれを知っていた。しかし彼らはこれを幕府への対抗策という文脈で理解し、反発しなかったのである。⁽⁶⁸⁾先に述べた有志藩の同志意識の一例と言えよう。

京都藩邸は尊攘派の長土と融和的に対応していた。しかし、国元の薩摩指導部の立場はより厳しいものであった。家老であり久光の側近である小松帯刀は国元を發して、一〇月初、京都に着いた。小松は、受け取った、久光上京を求める内勅や

関白書簡を藤井に持たせて薩摩に下らせたうえで朝廷に返答を行った⁽⁶⁹⁾。それは、薩摩の国内改革をした上で上京するのでなければ国元が混乱するので来年正月まで上京は猶予してほしいというものであった。しかし、小松は、上京要請自体を否定する気はなく、逆に、「実に機会は参り候」とこれを喜んでおり、即時ではないが国内改革を行った上で来年正月になすべきとの意見であった。すなわち、来年二月に予定されている將軍上京を三月に延期し、それ以前、正月に関東から慶喜、薩摩から久光が上京し「何歟御談判」すべきである、というのが小松の考えであった。將軍上京を前に久光と慶喜に京都で何を「談判」させようというのか。ここで考えられているのは、一種の国是評議であったのではないだろうか。即今攘夷論に對抗する、そして同時に尊攘派に對抗する幕薩提携の実現を小松は来春を期して行おうと考えていたと思われる。薩長土有志藩の協調よりも幕府との提携重視である。この構想は小松個人のものにとどまるものではなかった。書簡によりこれを知らされた国元指導部は、この小松の構想を承認し、慶喜の上京に合わせての久光の正月出立という方針を内決したのである。⁽⁷⁰⁾ 攘夷勅命にしろ親兵設置勅命にしろ幕府にとって厳しいものであることは明白で、幕府が反撃に出てくる可能性もないわけではない。かりに幕府が承伏しても、それは危険な攘夷戦争の接近を意味する。天皇以下、朝廷指導部にとってはお互いに避けたい事態である。これを逃れる道として彼らが考えていたのは、すでに述べたように久光招致であった。そして同時に幕府に対しての弁解も行っていた。三条らが出発した後、天皇は、江戸に向かう薩摩の藩士高崎猪太郎に幕府への以下の伝言を言付けたのである。「今度 勅使を發して攘夷の命を降せるはいかにも気の毒なり、しかし是は止を得ざる事情ありてさる事に至れるなれば必心配せざる様申伝へよ」と、『続再夢紀事』〈史〉一、一八四頁⁽⁷¹⁾。大原勅使派遣のさいと同じく、責任を逃れようとするいつものながらの天皇の対応であった。

文久二年、政治的首都ははっきりと京都にうつった。そしてこの年の後半、そこで主導権を握ったのは尊攘派であった。

尊攘派の圧力のもと即今攘夷を命じる勅命が幕府に下った。攘夷戦争にむけての齒車が回り出した。尊攘論時代の開幕である。

しかしその尊攘派の主導権も圧倒的なものではなかった。まず、薩摩や幕府といった巨大な対抗勢力が存在していたし、天皇以下、朝廷指導部が尊攘派に強い危惧を感じていたからである。そして尊攘派の主導権のもと、攘夷戦争の危機が高まるにつれ、尊攘派への反発は強まる。そして、この年の一月には、江戸において薩摩と越前・土佐（江戸の容堂は反尊攘派であった）などの雄藩、幕閣が加わって、反尊攘派クーデター計画が立てられるに至るのである。⁽⁷²⁾ 公武合体路線と尊攘派路線、この両路線の対抗に政界の構図は再編されはじめたのである。したがって、翌年の八・一八クーデターにいたるまでの尊攘論時代とは、裏面においては尊攘派への挑戦が繰り返さる時期となるのである。

五 尊攘論勝利の背景

1、尊攘派の力量

以上、文久二年（一八六二）の政治過程を検討した。安政五年（一八五八）以来、朝廷が攘夷を命じているのにかかわらず、幕府は開港を行うという国政の捻れが発生していた。この文久二年は、その捻れの解消、国是の開国論への転換が本格的に試みられた年であった。それを推進しようとしたのは、航海遠略説時代の長州・久光、それに孝明天皇であった。朝廷、二大雄藩、それに言うまでもなく幕府、主要な既存勢力が攘夷の国是の転換をはかろうとしたのである以上、それは実現するのが当然のように見える。しかし、現実はそうではなく、長井も久光とともに挫折し、逆に、即今攘夷という急進的な攘

夷論が国是として決定されてしまった。文久二年は尊攘論時代の開幕の年となったのである。なぜそうなったのか。

その要因として浮かぶのは、まず第一に尊攘派である。しかし文久二年初頭までの彼らは弱体な勢力にすぎなかった。その拠点の一つである長州について見ても、彼らのほとんどは有志にすぎず、藩政を動かす藩官僚においては少数の理解者がいるだけであった。そうした彼らの政治力を一気に拡大させたのは、久光の率兵上京の衝撃であった。久光決起の情報を受けた西日本の尊攘派有志は文久二年三月以後、続々と京大坂に集結する。どれほどの人数が上ってきたかはわからないが、それは上方における幕府の治安維持能力をこえるものであったのは確かである。結集は力であり、少数勢力であっても集結することによって、しかも政治的中心に集結することによってその政治力を大きく拡大することができる。それがこの時の尊攘派なのであった。そしてそれのみではなく、久光決起の衝撃は尊攘論をとる勢力自体を増やした。薩摩においては、尊攘派は藩政をにぎることに失敗したが、長州では藩官僚の主流である正義党が尊攘論化し、特に若手の藩官僚は尊攘派有志と融合するようになったのである。

尊攘派の上方結集、二大雄藩の一つの尊攘論化で尊攘派の政治力は大きなものとなる。しかしその優位は絶対的なものではない。幕府それに薩摩のような有力な対抗勢力が存在しているからである。しかし、現実にはそうした対抗勢力は一致して尊攘派にあたることはなかった。こうした開国論勢力の足並みの乱れが尊攘論勝利の第二の要因であったのである。

2、開国論勢力の分裂——久光——

幕府に朝廷、薩長二大雄藩、文久二年前半において開国論勢力はその基礎的政治力においては尊攘派を圧倒していた。しかし政策的に一致しながらも彼らは現実の政治過程の中では連携し協調することができなかつた。このとき何が協調を妨げたのだろうか。

幕末において広範な政治勢力の連携として思い浮かぶのは、まず一橋派であろう。安政四、五年に存在した一橋派は、外様・親藩を問わず賢侯との評価がある雄藩大名、岩瀬忠震のような開明的な幕臣、それに阿部正弘のように譜代門閥ながら改革派の譜代大名よりなり、さらにまた、島津を通して近衛家に、山内を通して三条家というように、朝廷にもパイプをもっていた。彼らは当時においてもっとも広く諸勢力を横断する政治グループだったと言えよう。もちろん現在の政党のような緊密な組織性があるわけではないが、相互の信頼に基づく連携関係は存在していたのである。そして、彼らに対しては、譜代独裁を維持しようとする溜間詰めの譜代や大奥勢力などより激しい憎悪や反発が向けられたが、幕府内部にそれに呼応し期待する勢力もいたことが重要である。そして一橋派は政策的には、慶喜を將軍継嗣とし改革を行うという内政的課題を目的とする勢力であったが、その外交論について見れば、斉昭という重要な例外はあるが、基本的には開国論者の集団であった。

しかし一橋派は安政五年、南紀派に敗北し、解体する。幕府改革と開国論という旧一橋派の課題を引き継いだのはまず長井であった。長井がこの構想を実現する手段としたのは、時には語気が鋭くなることはあっても説得であった。説得により諸勢力の相互信頼と協調を生み出すことが長州の課題となった。そのため朝廷や幕府に長井が入説するのみではなく、越前や肥後・水戸、さらには薩摩のような雄藩へも長州は説得活動を試みた。⁽⁷³⁾そして朝廷においては議奏正親町三条、幕閣においては久世の信認を長井は勝ち得た。彼は自ら諸勢力間の結節点となりつつあった。中央政界での雄藩の家臣の活躍はすでに安政五年に見ることができ、それは賢侯の謀臣としての活躍であった。斉彬の西郷、春嶽の橋本左内。そうした賢侯の代弁者という性格をもたず、かつ京都においても、江戸においても新参者で広い人脈を持っていたわけではない長井が、いくら長州という富強な藩を背景にしていたとはいえここまでの活躍をなしたことは、注目すべき現象である。文久元年(一八六一)になると賢侯がいなくとも雄藩は政治的に影響力を行使できるようになっていたのであり、政治的気風の変化

を示すものと言えよう。

しかし長井の周旋は、久光の率兵上京により挫折する。久光の率兵上京とそれに刺激された尊攘派有志の上方結集により、天皇は周旋の主役を長州から薩摩に乗りかえる。そして、長井を結節点とした人脈も政治的暴風により吹き飛ばされてしまったのである（安藤・久世・長井の失脚）。

久光が長井の周旋を挫折させた。しかし両者の関係は、かならずしも両立不可能というわけではなかった。久光と長井の政策構想が共通するものであったことはすでに述べたところである。それにもかかわらずなぜ薩長は対立することになったのだろうか。

薩摩の長州観について見れば、久光の率兵上京の決断の背景には、長州の周旋活動への対抗心があつたことは確実だろう。しかしその対抗心は対立関係とまではなつてはいなかつた。文久元年一二月に大久保に持参させた朝廷への口上で薩摩は、久光が上京したら、尾張・長州・仙台・因州・土佐へも勅命を下すよう求めており（『孝明天皇紀』三、七四六頁）、長州などの諸藩を久光は同志と期待していたのである。ただし実際の事前の根回しは、行われていなかったと思われ⁽⁷⁴⁾。そして久光が入京して以後も薩摩側は長州に対して配慮していた。四月一六日、薩摩は浪士鎮静の勅命を受け、二三日に寺田屋で浪士への上意討ちを行った。その翌日の二四日、堀は岩倉に書簡（『維新稿本』BU38—50—52）を送り、「長州え浪士鎮静の命令は何卒一日にても早く下候様御周旋平に奉願候」と長州に対しても薩摩同様に浪士鎮静命令を出すよう求めているのである。⁽⁷⁵⁾そして五月初までの段階においては、久光の計画はこれまでの長井の周旋活動のシナリオと両立しうるものであつた。なぜならこの段階までにおいて久光が求めていたのは、勅使東下ではなく、久世老中の上京であつた。敬親が久世に先立つてあるいは同時に上京して京都において国是評議を行うことは久光の計画でも不可能ではないからである（もっとも開鎖の国是評議を行うことには久光は難色を示すことになつたろうが）。

しかし五月初、一向に久世召命の御請が幕府よりないことに不満を感じた久光はその主張を久世上京から勅使東下に変え、朝廷はこれを受け入れる。それにともない敬親には、江戸にとどまり久光に協力せよとの五月一三日内勅が下される。敬親上京↓国是評議という長井周旋のシナリオは崩れた。さらにこの余波で謗詞問題が発生し長井は失脚に追い込まれた。もともと久世召命が勅使東下に替わっただけならなお長州がこれと協調することもできないわけではなかった。長州側が進めていたシナリオは否定されたが、長州は、勅使への協力を求める内勅を得るといふ薩摩と対等の待遇を得ているわけであり、その面子は保たれていたからである。

しかし長州は薩摩とともに江戸で周旋せよとの内勅にしたがわなかった。その理由は、東下してくる勅使が攘夷論を命じるものとなると考えたからであった。長井失脚後もなお航海遠略説の立場をとっていた行相府はこれに対抗するためあえて敬親上京を行ったことはすでにのべたところである。しかし実際には、久光も大原勅使も真意は攘夷論ではなく、三事策などの勅命が攘夷論を唱えているのは偽装であった。しかし長州にはそれが偽装であることはわからなかったのである。久光の構想は長井のそれと基本的同じものであった。しかしそれを実現するための手法には違いがあった。その違いの一つが秘密主義であり、開鎖問題について久光は長井と異なりその真意を露わにはしなかった。そうした手法、さらにさかのほれば薩摩の側の長州ほか雄藩への根回しの欠如が長州の誤解を招き、五月の江戸における敬親と久光のすれ違いとなったのである。そして敬親が上京し藩論を転換して以後の長州は薩摩に対する反感をますます強めていくことになるのである。

こうして薩長関係は疎隔した。では長州以外との薩摩の協調関係はなぜできなかったのだろうか。そうした関係のなかで特に重要なのは、幕府との関係である。久光は、長井と違い安藤という当時の閣老を敵視していたが、旧一橋派の春嶽・慶喜が中枢に入った改造された幕府とは協調することを強く望んでいた。しかし、一越登用は実現したにもかかわらず、久光と幕府との関係は冷淡なものであったことは春嶽上京問題で見たところである。もともと久光の手法は長井と違い、説得で

はなく、武力を背景とする示威、強圧であった。強圧により迫られた幕府が一越をふくめ久光に反発するのは自然なことであつたらう。

だが久光が強圧という手法をとるのはやむを得ない面もあつた。それは第一に彼の考えが、安藤の更迭や春嶽のみではなく慶喜の登用、というように幕府にとって容易に飲めない強硬なものであつたことである。そして第二はこの時の久光が持つていた政治的資源の問題があつた。

久光の率兵上京は強引な方策であつた。しかしこれは彼が独自に考案したものではなく、一橋派の中核であつた亡兄斉彬の計画を継承したものであつた。井伊の条約勅許の報を国元で聞いた斉彬は率兵上京を決意し、その準備中に急逝したのである。しかし同じ計画であつても斉彬ではなく、久光が行うとそのもつ意味合いはかなり異なってくるのである。これについて斉彬の側近であつた西郷の批判を見る。⁽⁷⁶⁾

西郷は安政五年七月、この上京計画の根回しのため斉彬により京都に派遣されており、斉彬の計画を熟知していた。その西郷を、率兵上京直前の久光は流刑地から呼びもどし計画への参画を求めたのである。このとき西郷は、大久保利通らより計画を聞いた後、まずそうした勅が出れば請けるという内諾を幕閣からとつていいのか、と幕府への根回しの有無を問うた。そしてできていないとの返答を得ると、西郷は以下の趣旨の批判を行った。今回の久光の計画は、斉彬の安政五年のそれを踏襲したものだ、そのころと時勢も変わっている。大名ではない久光は江戸城に登城するのも難しく、大名同士の交際もまだない、計画を実行するには、これから大藩の諸侯を説得、合従連衡することが必要である、と。

すなわち、斉彬の時とはかく今回の久光の決起は無理というのが西郷の判断であつた。そしてその判断の根拠は幕府や雄藩への根回しの欠如、支援勢力の無さであつた。斉彬の計画は強引なものであつたが、一橋派という横断的勢力を前提とするものであり、幕府内部にさえその支持者を期待しうるものであつたが、久光にはそれが欠けていたのである。

この批判はたしかに久光の計画の弱点をつくものであった。久光は前年末、腹心の中山を朝廷に派遣し、率兵上京への内諾を得ようとしたが、失敗しているし、春嶽・慶喜登用が目標でありながら彼らとの事前の連絡はなかった。また長州など同志と考えていた雄藩とも連携があつたわけではない。

なぜこうしたことになるのか。その大きな理由は西郷の批判に明らかのように、大名同士の交際が久光にないということである。I章で一橋派を賢侯クラブと表現したが、一橋派の核は大名同士のつながりである。大名は世子時代は基本的には江戸で暮らし、大名となっても江戸と国元を往復する。その間、相互の交流が成立し、人間関係が生まれる。斉彬の背後にはこうした個人的な経歴の積み上げがあつた。しかし、久光は兄とまったく違つていた。世子としてずっと江戸にいた斉彬と違い、久光は国元で育ち、その人物を知る者は藩内の人間のみであつた⁽⁷⁷⁾。こうした状況は安政五年以後も変わらない。西郷が、斉彬と違つて久光では、江戸城登城も困難で、大名つきあいもない、と指摘するとおりである。そして文久二年、率兵上京で一気に中央政界に乗り出したとき、幕府・他藩、そして朝廷の目からすれば、久光は謎の人物だったのである。

そして久光の側近たちも同じく無名の集団であつた。斉彬には、たとえば西郷隆盛のような側近がいた。斉彬のもと西郷は、早くから国元より江戸・京都に派遣され、政界工作に奔走した。西郷は安政五年の段階で全国に名の知られた人物であつた。一方、このとき久光が政界工作に使つた側近は、堀次郎・中山中左衛門・大久保利通らであつた。堀は安政以来の長い活動歴をもち西郷ほどではないが志士として知られていたが、中山・大久保は無名の存在であり、西郷と違い広い人脈がなかつた。だからこそ、率兵入京を行うにあつて久光は西郷を大島から急遽呼び返したわけである。

このような連携、支援勢力の不在という乏しい政治的資源のもとでその構想を実現するには、結局、頼るべきは武力による威嚇である。率兵上京から東下にいたる久光の行動が威圧的で強引なものになるのはある意味で余儀ないことであつたのである。そして逆に見れば、文久二年四月、久光が中央政界に登場したときの幕府から見た薩摩の像は、謎の人物が支配す

る暴力的でおそらく尊攘論に傾斜しているであろう不気味な存在ということになるのである。そして、薩摩の横車や謀略性を伝える情報が朝廷より次々と幕府に入る。薩摩への幕府側の反発が強いのは当然であったと言えよう。このため、久光の幕府への期待と好意にかかわらず、幕臣と久光、さらには一越と久光も融和できなかつたのである。

国是の開国論への転換は、摩擦の大きい、困難な政治課題である。その課題をはたすには、その推進者相互の連携・協力が必要である。しかしこの文久二年にはそれが存在しなかつた。もつとも文久二年後半になると、久光の考えが次第に明らかになったことに加え、尊攘派の勢力拡大に対抗するために薩摩の政治的比重がまはつたことがあつて、久光への朝廷の信任は高まつていく。そして朝廷に遅れつつも、同年末には幕府（春嶽周辺）にも久光や薩摩への信頼感が生まれるようになる。そして一二月頃には、薩摩・幕府、朝廷穩健派を網羅する尊攘派への対抗策が計画されるにいたつた。しかし謀略的で、不信な薩摩という、ここで幕府側に刷り込まれた像は結局、以後も払拭されることなく、尊攘派を追放した後の公武合体系制樹立の試みである参与会議解体の要因となるのである。⁽⁷⁸⁾

3、時代の雰囲気——天誅——

尊攘論勝利の第三の要因として、この文久二年の時代の雰囲気がある。文久二年の時代の雰囲気とはどのようなものであつたのか。まず「人心」の動向について見るなら、三年前に行われた開港以後の急速なインフレをはじめとする経済の混乱により、武士や都市民衆などの生活条件が悪化し、攘夷主義的意識が高まつたことはすでによく知られている。一般の民心は攘夷にあり、開国論はそれに逆らうものだったのである。そしてペリー来航以後、為政者は、世論や人心の動向について次第に強く意識せざるをえないようになっており、そのことは、これまでの検討のなかでたびたびふれたところである。そしてこの人心を背後に持つことが、本来は有志集団であり幕府など既存勢力に対して圧倒的に不利であるはずの尊攘派の大

きな力となったことは言うまでもないだろう。

そして文久二年という時代の雰囲気を見ると、一般的な民心の動向という以外に、この時期に特有な問題が存在している。それは尊攘派の政治テロの問題である。六月五日、東下中の大原勅使は慶喜・春嶽登用論を幕府にこのように主張すると久光に言い送っている（『忠義公史料』一、八五八頁）。

「左なくては（幕府が一越登用を請けなくては）、即今 勅意立不申候、 勅意立不申ては矢張諸人不服に候。諸人不服なれば又々浪士共蜂起いたし、暴発いたし候本と存候」

すぐ直接行動に出ようとする、制御しがたい尊攘派の像である。六月初の関東でこの像の背後にあるのは、桜田門外の変・坂下門外の変の記憶だろう。大原はこのような主張が幕府に対して説得力を持つと考えていたのである。

尊攘派の暴発への不安や恐怖はこの時代の雰囲気の規定したものの一つであった。この年は一月一五日の坂下門外の変で開けた。しかしまだこの時は朝廷にとってそれは対岸の火事であり、天皇は浪士を賞賛する勅語を内密に作成した（親征勅語）。しかし三月以降の尊攘派の上方集結でテロは京都においても身近な問題となる。この三、四月、長井は暗殺の噂を聞きながらも開国論を説いていたのである（本論上、九六頁）。そして四月二三日の寺田屋事件の流血で噂は現実のものとなる。京都ではかつてなかった凄惨な斬り合いが行われたこと、さらに、噂されていた暴発の計画が実際にあったことが翌日の薩摩よりの報告書で確認されたこと（『致亡命等候者共：昨夜於御当地不勘弁に事を破り、不容易御難題筋引出候形勢』、『中山資料』〈史〉四、二二二頁）で朝廷は大きな衝撃を受ける。いったんは鎮圧されたとはいえ尊攘派の暴発はまた起きるかもしれないのである。尊攘派のテロは現前のものとなり、その不安は一気に高まる。この不安が、三事策などこの時期の勅命をいかに大きく規定したかはすでに述べたところである（本論上、八六、七頁）。

そして文久二年の六月、尊攘派のテロは朝廷のさらに身近に迫ってくる。尊攘派による天皇の側近への排撃運動が開始さ

れたのである。名指しされたのは、四人の側近、内大臣の久我建通や近習の岩倉・千種有文・富小路敬直と二人の女官、金城重子・堀川紀子、いわゆる四姦二嬪である。彼らに親幕的行動があったというのが攻撃の理由である。最初にこれで動いたのは有志の本間精一郎であつたらしいが、七月になると、在京の薩摩藩士藤井良節も久我排斥を言うようになった。事態を知った天皇は、近衛閑白に薩摩への取り成しを求めろが、薩摩はいったん言いだしたら聞かない国風であるとして忠懇はこれを拒んだ。さらに七月二〇日、京都における天誅の時代の開幕を告げる九条家家臣、島田左近の暗殺事件が発生した。これに衝撃を受け二四日、岩倉・千種・富小路は辞表を提出し、二八日受理された。⁽⁷⁹⁾

岩倉らは公的な糾問もないまま失脚に追い込まれた。天皇側近の公家の進退まで尊攘派が左右する事態となつたのである。⁽⁸⁰⁾まさに公家の一人が嘆くように、朝廷の政治も浪人のために動揺するようになったのである。⁽⁸¹⁾

京都の治安維持は、本来は京都所司代の任であつた。しかし三月以後の浪士の大挙上京は十万石ほどの大名である所司代酒井忠義の能力を超えていた。そして四月以後の政治的激変は所司代を機能麻痺に追い込んだ。こうなると期待されるのは雄藩である。とくに注目されるのは、四月一六日の御沙汰を得た薩摩であつた。七月二五日、三人の議奏、中山・正親町三条・野宮定功は連名で天皇宛の上申書を提出した（『岩倉公実記』上、六二七、八頁）。上申は、本間らが廷臣へのテロを計画しているとの情報を述べた上で、そのようなことがあれば朝廷の面目が傷つくとして、薩長に激徒の鎮定命令を出すよう天皇に求めていた。しかしこれに対する天皇の返信（『孝明天皇紀』四、八四頁）は要請を拒むものであつた。天皇は四姦二嬪について冤罪と判断し、薩長に鎮定命令を出すべきとの中山らの主張も妥当としていた。しかしそれにもかかわらず命令は出せないと天皇がするのは、薩摩も激徒に与している可能性があるからであつた。天皇は、薩摩への取り成しを近衛が拒んだことよりそう判断したのである。

中山らの上申書は排撃運動と薩摩は無関係と判断していた。「脅迫を行っている浪士は」長薩両藩にては無之、浮浪烏合

之徒一組有之、薩長などよりは勤王問屋と異名を付候由に候、全勤王を名として今日を暮し候徒の内より起り、追々染転候哉にも相聞候」(傍線部は割註)、と。排斥運動を行っている浪士は、薩長藩士ではなく「勤王問屋」の浪士であるというのである。藤井の久我排斥発言は彼らも知っているはずであり、この背後には、藤井が浪士の欺かれているとするか、あるいは藤井は薩摩を代表してはいないという判断があつたのだろう。⁽⁸²⁾しかしすでに原口氏により明らかにされている通り、藤井の動きの背後には江戸の久光の指示があつたのである。⁽⁸³⁾

尊攘派有志といつても生活の糧を得る必要があつたが、その大きな部分には雄藩、特に薩長からの援助があつたと思われる。自らの藩士、さらには寄食する浪士を通して薩摩は尊攘派有志に大きな影響力を持つていたのである。もつとも久光は内心は開国論であり、尊攘派浪士の攘夷論には反対であつた。さらに無統制な彼らの行動を強く嫌つていた。それにもかかわらず、四姦二嬪排斥を久光が認めたのは、近衛閑白の依頼があつたからである。近衛閑白は、九条前閑白につながっていると彼が思いこんでいる朝廷内の勢力を一掃するために久光に援助を依頼したのである。⁽⁸⁴⁾しかし、ひとたび浪士の力を解き放つとそれを制御することははや不可能となつた。閏八月二一日の朝廷宛意見書で尊攘派有志(「匹夫」)を近づけないよう逆に久光が主張しなければならぬという皮肉な事態となるのである(『久光実紀』一、二五七、八頁)。

鎮定者不在のまま天誅は文久二年後半の京都で荒れ狂う。天誅は肉体的・心理的恐怖のみではなく、疑心暗鬼の雰囲気このとき朝廷に生み出していた。中山らの上申書への返信(『孝明天皇紀』四、八四頁)で天皇は、何れが善、何れが悪とも弁じられず、心労鬱悶と嘆いた。天皇は排斥運動の背後に薩摩がいると判断していたが、薩摩への取り成しを拒む近衛の態度より、さらに忠熙が裏にいることに気づいたのではないだろうか。天皇はさらに浪人に荷担する堂上もあると嘆く。公家内には排斥運動を歓迎する者もあり、彼らは八月一七日にはなお辞任していない久我を弾劾する十三名連名の建白を行うにいたる(『岩倉公実記』上、六三六頁)。十三名とは三条・姉小路・壬生基修・正親町公董・長谷信篤らでその多くは後に

尊攘派公家となる人物であった。さらに後宮も安全ではない。二嬪が攻撃されることについて天皇は、後宮内部の人物が尊攘派に誤った情報を流すせいでと判断し、その張本人である女官長橋に注意するよう中山と正親町三条に頼んでいる。⁽⁸⁵⁾ 誰が誰に通じているのかわからない不安な疑心暗鬼の雰囲気である。

こうした不安は天皇のみにとどまらない。排撃運動の黒幕の一人である近衛家も同様であった。六月三日、近衛忠房は久光に書簡を送っている。忠房は言う。酒井所司代が親しい堂上に何事が工作をし、岩倉があやしい事をしている、九条前関白は最近の成り行きに大立腹で、その黒幕は近衛家であると見ており、島田左近や長野主膳ら邪物と申し合わせ、自分や忠熙が外出したところを狼藉に及ぼうとしている噂がある、そうしたとき自分の家来では心許ない、九条は参内の節は彦根や所司代の者に警備させている、云々。⁽⁸⁶⁾ 九条家が近衛家襲撃をねらっていると忠房は本当に心配しているわけであり、まことに異様な書簡と言わざるをえない。九条に代わり朝廷をになうことになる近衛家であるが、彼らは九条時代よりいる天皇の近臣や当局者を猜疑し、強い敵対心を持っていた。近衛にとつての危惧の対象は、尊攘派ではなく、九条家とそれにつながっていると思われる勢力だったのである。近衛は彼らを一掃することを望むが、天皇の反対で実現できない。そのため、九条前関白以下の処罰を朝廷に申し入れるよう幕府に工作してほしい、と久光に依頼することまで近衛家はしていた。⁽⁸⁷⁾ 近衛家は近衛家で疑心暗鬼と暴力への不安にさいなまれていたのであり、彼らの目から見れば、四姦二嬪排撃運動は無法律者への正当防衛の先制攻撃ということになるだろう。

暴力への不安が高まる一方、誰が誰に通じているのか分からない。こうしたなか、世論の非難を覚悟せねばならない開国論への転換を試みるのは朝廷という場において至難の技であったであろう。

4、朝廷——孝明天皇——

第四の要因に朝廷、孝明天皇の存在がある。文久二年は朝幕関係における朝廷優位が確定した年である。長井の周旋、大原勅使と久光の東下、三条勅使の東下、新たな事件のたびに朝廷に対する幕府の地位は低下していく。天皇は絶対的存在となった。そしてその天皇は文久元年以降、内心は開国論に転換していた。しかし、彼はそれに合わせて国論を転じることはできなかった。なぜか。

まず何よりも、天皇自身の発言の拘束があった。安政五年以来の天皇の攘夷論は周知のことであり、またそれが、外交の失態で批判をあびる幕府に対比され、天皇権威を上昇させる要因ともなっていた。こうしたなか、天皇がにわかに一方向的転換を宣言するのは困難であろう。そこで、天皇が考えた転換への方式は、開鎖の国是評議、公論にしたがうという形での転換である。四月一三日の長州への内勅以来、天皇はこれに期待しつづけた。

開鎖問題の決定にあたって衆議をとるという方式は、この文久二年にはじめて登場したのではなく、もともと安政五年においても天皇の望んでいたものであった。重大問題の決定にあたって専断ではなく、衆議をとるというのは君主に期待される像の一つ、公平で超越的存在という像にあうものであるとともに、いかなる形にしろ激しい不満・異論の発生がまぬがれないこうした問題の扱い方としては、君主にとり安全な方式であった。しかし、この文久二年において彼は諮問の前に、攘夷派からの批判を恐れてか、過剰なまでに自己の攘夷論を宣言しつづけた。開国論への国是転換の責任逃れであり、一種のアリバイづくりと言えよう。こうした対応は、開国論者の発言を困難にするし、さらには、尊攘派よりは偽装を真意と判断されるにいたる。彼らは天皇個人の意向は攘夷論と確信していたのである。そしてその確信は、観念的な尊皇論者が多い尊攘派の行動をより大胆にさせることになる。

こうした過剰な演出は、孝明の性格の現れでもあったろう。彼の性格については、偏執的にまで頑固というイメージがあ

る。しかし、人間は多面的であり、天皇は一方では、かなり八方美人で、責任逃れをする性格であった。⁽⁸⁸⁾ その性格は言動のぶれとなって現れる。大原勅使東下のさいには、和宮宛書簡では攘夷を記し、そのお付きの宰相典侍には、勅命は薩摩の要求に応じたのみと語るぶれ、三条勅使派遣に際しては、内密にお気の毒と幕府に伝言するぶれである。

しかし国是転換への朝廷の指導力の不十分さは、孝明天皇の個人的資質にのみ原因があるわけではなかった。朝廷という組織自体も大きな問題をもっていたのである。天皇は独裁者ではなく、勅命は正式な廟議をへるか、そうではなくとも当局者との協議のうへ出されている。したがって国是転換をめざすならまず朝廷構成員を指導する必要が天皇にはあったのである。しかし、この時の公家の一般的意識は攘夷論であり、開国論への転換は天皇とその周辺の一部の考えに過ぎなかった。しかもこのときの公家社会は天皇を核に固まっていたわけではなく、その内部は、すでに見たように割れており、疑心暗鬼の状態であった。天皇が指導力を発揮するには困難な状況であったと言えよう。

この文久二年、朝廷は指導力を発揮できないのみではなく、最初は長井、次に久光、最後に尊攘派とその時々外部勢力に大きく動かされた。こうした無定見は朝廷の構造自体の欠陥にも要因があった。

ペリー来航以降、朝廷の政治的比重は高まった。比重の高まりは、検討すべき、判断すべき対象の増大を意味する。しかしそれに見合う組織・人材を朝廷は持っていなかった。もちろん、安政五年の「外夷一件御評議御用」の設置のように、従来の関白―両役体制への補強ははかられた。しかし、それは合議参加者の拡大のみにとどまり、政策決定をささえる事務機構の強化（たとえば政務処理の前提となるべき調査部門の設置）が行われたわけではなかった。そして合議参加者の拡大といっても所詮、無識な公家のなかの話であり、「公家の朝廷」が「公家と武家の朝廷」に変わるといった根本的な転換が行われたわけではない。⁽⁸⁹⁾ こうした状態で朝廷の判断は、結局、様々な外部からの入説に依拠せざるを得なくなる。確乎とした定見のたてにくい状況である。そして逆に言えば、朝廷の無定見に、長州や薩摩など外部の勢力はふり回されることになる。

こうした無力な組織を他律的に最高権力の地位に押し上げてしまったことが、政局を混迷させる大きな要因の一つとなつていたのである。⁽⁹⁰⁾

久光決起以後の尊攘派勢力の活性化と増大、開国論勢力の足並みの乱れ、攘夷論にかたむく世論と、政治的暴力への不安、それに孝明天皇と朝廷の政治的性格、こうした要因により文久二年において尊攘論は勝利をしめたのであった。

もつとも尊攘論の勝利といつてもそれは絶対的なものではなかった。前節で別勅使派遣段階における薩摩の動きでふれたように、公武合体派はつねに反撃を計画していたのである。そしてすぐ後、この年の十二月には薩摩や土佐などの雄藩から幕府まで連携した大規模な反撃計画が江戸で立案されるのである。文久二年閏八月に開幕した尊攘論の時代とは、尊攘派と公武合体派の葛藤の時代となるのであるが、これについては別稿で明らかにしなければならない。

小括

六月六日、敬親一行は江戸を立つ。入れ違いに七日、大原勅使と久光は江戸に着く。久光はしぶる幕閣を圧迫し、六月末、慶喜・春嶽の登用をのませた。春嶽が起用されたので、内勅にしたがい、ともに上京するよう久光は春嶽に求めた。朝廷の意図は、春嶽上京を機に開鎖の国是評議を行おうというものであった。しかし、久光は、国是は攘夷とすでに決まっております、開鎖の国是評議は不要であり、新幕府は攘夷の具体策を江戸で決定し、その上奏のために春嶽を上京させるべきであると考えていた。本来、開国論者である久光がこうした考えを持ったのは、尊攘派の勢力が強い現在の京都で開鎖の国是評議を行えば、安政五年の再現となり、かえって人心の混乱をまねいてしまうことを恐れたからであった。万延元年の幕府の約束は

十年以内の攘夷であり、即今攘夷ではない。そして海防体制の強化といった具体的な改革は、鎖国であろうが開国であろうがなさねばならないものである。約束の期限まで余裕があるのを利用し、開鎖の国是問題は当面、凍結し実務的改革のみを進めようというのが久光の意図であった。春嶽の上京が実現していれば、それは公武合体路線のパフォーマンスであり、尊攘派への強力な牽制となつたらう。

久光は幕府の人事問題に強圧的に介入したが、それはあくまで手段であり、一越が登用され改革された新幕府には大きな期待をもっていた。朝廷と融和的な新幕府を中心として、薩摩以下雄藩がこれに協力し、開国論にたつ改革を進めようというのが彼の目標であった。こうした構想は本来は、幕府側にとつても協調できるものであった。しかし強引な介入は一越をふくめ幕府側に薩摩への不信感を生んでしまい、結局、上京の誘いに春嶽は応じず八月二日久光は江戸を立った。(一節)

七月初、敬親一行は着京した。そして六日、京都藩邸側もふくめ御前会議が開かれた。この会議は激論の場となつたが、開国論の中心であつた周布が最後に攘夷論に変わったことで、長州の藩論は開国論から攘夷論に転換した。周布の転換の理由は、天皇の真意に対する判断の変化にあつた。江戸を立つ段階ではそれは開国論であると見ていたが、上京して攘夷論であると認識が変わつたのである。こうした変化をもたらしたのは、坂下門外の変直後に天皇が作成した親征勅語を見せられたからであると思われる。(二節1・2)

こうして長州は攘夷論に転換した。しかもその攘夷論は遠い将来のそれを期するものではなく、即今攘夷論であつた。長州が攘夷論を急進化させたのは、一、攘夷論優位の当時の京都の政治的雰囲気の中かで最急進論を唱えることで主導権を握ろうとしたこと、二、薩摩との対抗関係に要因があつた。

長州は即今攘夷論をとつたが、その内部には二つの路線が存在していた。周布にとっては攘夷論に転換以後も最終的的目的は開国であり、攘夷は、開国に不満な人心のガス抜きをはかる手段にすぎなかつた。攘夷が開国のため避けられない手順な

ら、速やかにそれをなすのが開国への捷徑である、という逆説的論理が周布の即今攘夷論の背後にあった。いっぽう久坂のような尊攘派有志にとり攘夷は手段ではなく目的であった。

即今攘夷は幕府が避けようとするものであり、これを迫ることは、対幕姿勢の硬化を意味するが、長州の転換はこれを覚悟してなされたものであった（以上、二節3）。

即今攘夷論を藩論とした長州は、それを幕府に迫るため、朝廷に働きかけこれを国是としようとした。七月一三日、長州は朝廷に書面を送り、長井建白の取り下げと五月一三日内勅にしたがい江戸で勅使と協力し周旋にあたる旨を伝えた。七月二〇日、長州は朝廷に質問を提出し、江戸での周旋にあたって、三事策の第一策、將軍上京問題をふたたび持ち出すことと、攘夷実行問題を表面に出すことの承認をもとめたが、朝廷はこれを認めた。これをふまえ八月二日、世子定広は周旋のため江戸に向かう。（三節1）

同じ八月二日、長州の中村八郎は議奏の中山を訪れ質疑書を提出した。これは安政五年以来の勅諭についての意味を問うという形で長州の主張を述べたものであるが、その狙いは、即今攘夷を決定済みの国是として確定することであった。これに対し、朝廷側の返答は、一方で長州側の意向に応じ現在の叡慮は攘夷論であると述べながら、なお将来の国是評議でそれが変わることもありうると、変論の余地を残すという曖昧なものであった（三節2）。

当然、こうした曖昧な回答には長州側は不満で八月七日、さらに中村が中山を訪れ、即今攘夷の確定を求めようとするが、中山はなお曖昧な回答を行う。これに対し、会談の最後で中村は長州は現在の叡慮にしたがい攘夷論で周旋すると宣言した。そして閏八月五日、江戸藩邸に使命書を送り、即今攘夷論の実行を幕府に迫るよう指示した。（三節3）

閏八月上旬、大原勅使や久光が帰京した。これで朝廷はふたたび久光よりになる。当面は、慶喜・春嶽が主導する幕府の改革を静かに見守るべきである、という久光の主張にしたがった猶予沙汰書を閏八月一四日に朝廷は出したのである。しか

し長州―尊攘派も反撃する。同じ一四日、長州は独立攘夷建白を朝廷に提出し、諸侯による開鎖の国是評議はもはや不要であり、長州は独立でも即今攘夷に向け尽力する決意であると朝廷に宣言した。さらに一八日、攘夷論の返答が圧倒的多数と予想される、公卿に対する開鎖の国是諮問が行われた。尊攘派の攻勢に天皇以下朝廷指導部は久光の意見をあらためて求める。二二日に久光は再び意見書を提出するが、それは先の主張と異なり幕府への朝廷の強力な介入を求めるもので、慶喜・春嶽への大政委任の内命降下、春嶽上京による諸侯への開鎖の国是諮問を説いていた。尊攘派の攻勢で即今攘夷の如何が現実の政治問題となったので、これまでの持論である開鎖問題の凍結論が時勢に合わなくなり、紛糾を覚悟してあえて国是諮問を行うべしという考えに久光は変わったのである。長州―尊攘派か、久光か、この選択で朝廷は前者を選び、二七日、長州に先の建白を認める勅旨を伝えた。(四節1)

尊攘派はさらにだめ押しをはかり、即今攘夷を命じる勅使を幕府に派遣しようとする。別勅使派遣については中川宮・近衛閑白・中山議奏、それに薩摩は反対であったが、久光帰国後の留守をあずかる薩摩京都藩邸が、長土尊攘派に促され派遣に合意したことで、中川宮の抵抗も崩れ九月二一日、三条勅使・姊小路副使の派遣が決定される。勅旨をいかなるものとするのかについても意見の対立があったが、近い将来の攘夷を命じるという基本的には尊攘派の意向にそった勅旨が決定された。

朝廷指導部が本来は望んでいない別勅使を決定したのは、何よりも尊攘派の圧力に要因があった。天誅の恐怖と朝廷内における尊攘派公家の成立が尊攘派の政治力を大きなものとしていた。いっぽう久光の離京で薩摩は政治力を後退させていたが潜在的力はなお大きく、尊攘派に危機感をもった天皇以下の朝廷指導部は九月末より久光の再上京を強く求めるようになった。薩摩は、京都藩邸が尊攘派に融和的な態度をとっていたが、その指導部の意向は反尊攘論であり、幕薩提携を基軸とする反撃を翌年正月に期すことにした。(以上、四節2)

文久二年の政治過程は尊攘論の勝利に終わった。なぜ尊攘論が勝利をしめたのか。第一の要因は、尊攘派の政治力の拡大である。それは、尊攘派有志が政局の中心となった上方に結集したことと、二大雄藩の一つの長州が尊攘論化したことによる。(五節1)

第二の要因は、開国論勢力の分裂である。幕府・天皇以下の朝廷指導部・薩長二大雄藩とこの年の前半においては、開国論勢力は、その基礎的政治力において尊攘派を圧倒していた。それにもかかわらず、国是の開国論への転換が出来なかったのは、政策的一致にかかわらず、現実の政治過程において彼らが連携し協調することができなかったからである。この協調の不成立の大きな理由は、久光指導下の薩摩の政治手法(秘密主義と武力による強圧)があった。そして薩摩がそうした手法をとったのには、政界に新参者であり、連携者、支援者を欠くという久光の政治的資源の乏しさとかかわりがあったのである。(五節2)

第三の要因は、文久二年の時代の雰囲気がある。この時期、開港以後の経済混乱のため一般民衆の間で攘夷主義的意識が高まっており、開国論は民心に反したものであったのである。またこの年は、京都において政治テロである天誅の嵐が吹き荒れ始めた年でもある。政治テロは政策決定の場となった朝廷の構成員に対し、肉体的心理的恐怖を与えとともに、疑心暗鬼の雰囲気を醸し出した。そしてそれは、世論の批判を覚悟しなければならぬ開国論への決断をいっそう困難にするものであったのである。(五節3)

第四の要因は、朝廷、孝明天皇自身である。天皇は、安政五年に攘夷論をとったという自らの過去に拘束されていたし、さらにその責任回避的性格より、自己が主導する形で開国論へ転換させる気はなかった。そこで天皇は、開鎖の国是評議を行ひ、公論にしたがうという形で転換をはかろうとする。しかしアリバイづくりのために過剰なまでに自己の攘夷論を宣言する天皇の行動は、開国論者の発言をしにくくさせ、そうした方式による転換を難しくする。天皇の国是転換への政治指導

は不十分なものであった。さらにもともこの時期の朝廷は、機構面でも人材面でも現実の中央政治を指導できる力量をそなえた組織ではなく、そうした朝廷が他律的に最高権力の地位をしめたことが政局混迷の大きな要因となっていたのである。
(五節4)

結 語

最後に本稿の検討をふまえて、これまで追求してきた天皇原理と公議原理がこの時期、どのような状況であったのか見ることとする。

安政五年の条約勅許問題を契機に天皇の権威が急上昇するのは、周知のことである。これ以後、天皇が政治の最高決定権を握るべきであるという形の大政委任論の意識が、急速に広がり浸透していく。もともとこの意識はすぐには現実のものとならず、天皇の政治的発言権は、安政の大獄によりこの年の末にはふたたび封じ込められた。しかし、桜田門外の変以後の幕府権威の動揺のなか、その封印は次第に解け、この文久二年になると朝廷優位の理念が現実の政治を規定することになる。その画期となったのは長井の航海遠略説周旋であった。

このように天皇の権威は安政五年以後、高まった。しかし同時に注意しなければならないことは、政治は公論にしたがつてなすべきという理念も同じく高まっていたことである。そしてこの両原理の浸透はかならずしも矛盾するものではなかった。君主は国事諮問を行い、広く公論を聞いた上で公正に裁定を下すべきである。こうした公正な裁定者という君主像にし

たがって天皇が行動するなら、両原理はともに満たされることになるからである。そして安政五年の条約勅許問題において孝明天皇が行おうとした対応はそのようなものであったし、文久二年四月に長井の周旋を受けた段階でのそれも同じものであったのである。何れの場合も、孝明天皇は彼自身の意向は持っていた。すなわち、安政五年においては攘夷論、文久二年には開国論。しかし、最終的決定は、自己の意向のみではなく、公議を問うた上でなすという対応を彼はとろうとしたのである（もつともこうした孝明天皇の対応は、公正な裁定者という理念にもとづくのみではなく、彼自身の過去の言動の拘束、さらには責任回避があったのであるが）。

安政五年、堀田上京による条約勅許の獲得に失敗した幕府は、右のシナリオにしたがって勅許の再奏請を行うことにし、それにむけた手順を踏んでいた。しかし、ハリスが態度を急変し、即時調印を迫ったため、再奏請、勅許なしの条約調印となり、シナリオは実施されなかった。⁽⁹¹⁾そして文久二年においても長井の周旋は挫折し、この国事諮問→裁定のシナリオは実現しなかった。そして攘夷の叡慮はすでに明らかとなっており、もはや国事諮問を行い叡慮をとる必要はない、という尊攘派に転じた長州の主張が勝利をしめることになった。叡慮を楯にした公論の抑圧であり、以後、天皇原理が優位をしめる尊攘論時代となるのである。⁽⁹²⁾

公議の理念はここでいったん後退することになる。そしてこの後退において注意すべきことは公議の理念自体がこのとき持っていた限界である。文久二年、久光や大原、それに春嶽も開鎖の国是問題に関し国事諮問を行うことに消極的であった。尊攘派ではなく公武合体論の彼らがこれに躊躇するのは、開鎖問題で国是諮問を行えば囂々たる議論となること、安政五年の再来となることを恐れたからであった。つまりこのとき開鎖をめぐる国論はするどく分裂しており、公議を問うことが収拾のつかない混乱をもたらす可能性があったのである。公議を問うべきという理念が広まっていたとしても、現実の政治においてそれが機能するかは別の問題であり、このときそれは疑われる状態であった。そしてここで見られる公議の理念と現

実の不適合は、この文久二年に限られるのではなく、これ以後、維新期にいたるまで続く問題でもあったのである。

尊攘派が主導権をにぎることで天皇原理が優位をしめるようになったが、その尊攘派の主導権の獲得において彼らの政治テロが大きな位置をしめたことは本論で述べた。そしてこの政治テロの問題は、近現代の天皇制を考える上で極めて重要なものであると思われる。天皇への不敬・不忠にあたりと判断された人物にテロを行う。こうした天皇制と政治テロとの結びつきは、戦前期日本において顕著に見られる現象であり、戦後にもそれは続いてきたと言える。この政治的暴力は、戦前の不敬罪のように公権力が行使するものと、公権力以外が実行するものの二種類がある。そして注意すべきことは、後者からの暴力の標的に権力側の人間が挙げられる場合があることである。時にそれがどれほど強い不安を生むかは、例えば、宮中重大事件のさいの陸軍元帥にして内務官僚の大ボスでもある山県有朋の脅えに見ることができよう。こうした近現代の天皇制と政治テロの結びつきが、どのように成立し構造化するのかは、今後さらに検討すべき重要課題であるが、この幕末における天誅の横行がそれを解く大きな鍵となるのではないだろうか。

天皇原理と公議原理の浸透はともにこれまでの通りの幕府政治を困難にするものであった。最高決定権者としての天皇の強調により、天皇を政治決定から排除してきた従来の幕藩関係は維持しがたくなるし、公議の強調は、譜代大名や幕臣のみが天下の政治を左右するという政治のあり方、徳川家の家産機構という性格を残したままで中央政府化した幕府のあり方への批判につながるからである。二つの正当性原理の高揚は当然、政体問題にも影響を及ぼす。文久二年においてはそれは長井や久光の幕府改造論となつてあらわれる。幕府に朝廷優位を承認させた上で、雄藩も参画する中央政府に幕府を改造する、逆に言えば徳川家の家産機構という性格を幕府より払拭しようというのが、彼らの政体論であった。そして朝幕関係の視点からすればそれは、朝廷が最高決定権や監督権を保留する型の幕府への大政委任論となる。朝廷が自ら直接統治を行うという意味での王政復古論はこの段階では、公家のなかでの朝権拡大論の中心である大原でさえ考えてはいなかった。しかし尊

攘派が京都で主導権をにぎるようになった文久二年閏八月以後、朝廷は彼らに突き動かされながら、現実に統治行為に関与するようになり、それとともに王政復古論も現実的な選択の問題として政治の場で登場するようになるだろう。⁽⁹³⁾

文久二年後半に幕が開いた尊攘論時代において事態はどのように展開していくかは別稿で明らかにすることにして、本稿はここで筆をおくことにする。

注

(1) 洪沢栄一『徳川慶喜公伝』二(平凡社復刊、一九六七年)、三三、四頁。大原と久光は、三事策の内容を知った幕府が將軍上京を請けることで一越起用を曖昧にするのではないかと警戒し、江戸入りを前にその場合の対応を相談している(文久二年六月五日付久光宛大原書簡、『忠義公史料』一、八五八頁)。彼らは勅命による將軍の上京差し止めさえ考えていたのである。

(2) 以上、同右書、三六〇三九頁。

(3) 他の要求について見れば、その中心は、海防体制の樹立で、諸大名に対して期限付で海防全備の命令を出すこと、その財政的余裕をつくるために大名の負担を緩和すること(参勤交代緩和・御手伝等賦課の禁)、大藩四、五藩に交替で京都防衛を行うよう命じること等であった。

なおこの八月一九日の建白について、『徳川慶喜公伝』二は、慶喜がこれについて記憶にないと言っていること、『再夢紀事』(史)に記されていないことより、疑わしい点があるとしている(五一頁)。ただ『再夢紀事』は建言にはふれないが、この日、慶喜邸で春嶽・

久光が会ったとの記事がある。そしてこの三人が一橋邸で会ったのはこの日のみである。また、この文書の控えが島津家側に残されており、その端裏書きに「戊八月十九日一橋邸にて越前同席献言之扣」とある(『玉里史料』一、五一七頁)。これより、建白は実際に八月一九日に行われた可能性が高いと思われる。ただ、冒頭的一条で春嶽上京論が述べられているが、その期日は「来る八月中旬比」としており、なお問題が残ってはいる。これは閏八月の意味と解すべきだろうか。

(4) 「先日〔岩倉に〕御覧に入候三郎(久光)書中にも有之候通り、大樹大名を率ひ上洛いたし、諸説に囂然たる事に可有之」(文久二年七月八日付久光宛大原書簡、『忠義公史料』一、八六一頁)。

(5) たとえば光格天皇の時の尊号事件において幕府は、直接、伝奏・議奏を処分するというこれまでの慣例を越える強力な権力行使を朝廷に対して行ったが、その理論的根拠となったのは、こうした形の大政委任論であった(この事実経過については藤田寛「朝幕関係の転換」、『近世政治史と天皇』、吉川弘文館、一九九九年、三、参照)。様々な意味をもつ大政委任論が近世のそれぞれの時期にどのような現れるのかは、興味ある問題であろう。

(6) なおこの敬親建白に対して大原は厳しい批判を記している(大原意見書、『玉里史料』一、四七六―四七八頁)。この意見書が記された時期は、「越上京言上」と春嶽上京が問題となっており、五月二〇日以降、「大老後見共に御請候は、」と一越就任が未定となっていることより、六月二十九日以前ということになる。

ここで大原は長州の幕府中心論を厳しく批判している。しかしそれにもかかわらず、大原がとっている政体論は、「御委任の政事」、つまり大政委任論であった。

(7) 三谷前掲『明治維新とナショナリズム』、第六章第三節1、参照。

(8) 具体的に何をなせがいいのかという板倉老中の問いに春嶽は心構え論でしか返答していない(『再夢紀事』〈史〉、一四三、四頁)。

(9) 五月一六日、春嶽は水戸慶篤と会談しているが、そこで慶篤の「開鎖の御意見如何」との質問に、春嶽は、いずれにしろ国力強盛でなければいけないので軍備強化・経済力向上のほかなし、と答えている(『再夢紀事』〈史〉、八七頁)。

(10) 文久改革の進展過程については、三谷前掲書第六章、参照。

(11) たとえば参勤交代緩和について見れば、それは春嶽が総裁就任直後より主張するものであった(『再夢紀事』〈史〉、一三八頁)が、八月二七日段階でも幕府内の合意はなかった(同書、二〇六頁)。結局、これが決定されたのは、二六日より春嶽が出仕を拒否し、辞表を提出するという非常手段をへた上でのことであった(『続再夢紀事』〈史〉一、一八・二〇頁)。

(12) 美輪信夫『江戸幕府職制の基礎的研究』(広池学園出版部、一九九一年)第三章三。

(13) 老中在任期間は、同右書第1表老中就任者一覧表による。

(14) 幕府と大原・久光との調整役にあたった越前側の感想は『再夢紀事』〈史〉(一五六、七頁)に述べられている。

(15) なお『再夢紀事』執筆のさいの史料の一つとなったと思われる越前藩の史料「枢密備忘」では、天皇の伝言はもつと露骨で、「今般之勅使は島津家之乞によって不得止被指下之義」となっている(『維新稿本』、BU 39-1069)。

(16) 「昨日廟堂の御模様 勅書さへも薩の好次第と申御次第故、閣老衆初も一途に奉 勅之体にも不相運」(『再夢紀事』〈史〉、一二三頁)。

(17) また八月一三日には大原は春嶽の側近中根雪江に、「浪士共は薩が一と睨み睨候得はどふでも相成候間、薩の機嫌さへ能候へは浪士も宜様にいたし引取候」とまで語っていた(『再夢紀事』〈史〉、一八四頁)。

(18) ただし、春嶽の久光不信は尊攘派の勢力拡大が明瞭になるとともに急速に改善され、この年の十一月頃には同志と位置づけるようになる。

(19) 「勅使(大原)御下向に付ては、御内沙汰之御請及遅延候御断之儀は、昨九日毛利登人事、中山家へ罷出申入候、尤「敬親が」御案思之廉々(攘夷問題)は、勅使御発途後にも相成候付、若殿様御熟考、於各も評議之上、先差控置可然と相決、謗詞一条偏に御恐縮、早々被遊御上京と都合之処申入置候」(文久二年六月一日付周布・兼重・山田宛井上・中村九郎書簡、『周布伝』下、一一三頁)。

(20) 以上、同年七月六日付中山宛庭田書簡(『中山資料』〈史〉四、三四四―三四六頁)。建白書が長州人のものであることは、「此度主人上京」という表現より推定できる。

(21) なお周布はこのあとまた東下し、九月六日に江戸に着いている。そして二三日、小幡彦七(長州公議人)や木戸・中村九郎らと越前藩

- 邸を訪れ、春嶽と対面し、幕府も攘夷論をとるよう勧めているが、その根拠は、天皇以下が攘夷論に固執している（「攘夷ならずしては適はざるよし」ということであつた（『続再夢紀事』〈史〉一、九六頁）。
- (22) 『防長回天史』三上、一三九頁。明治初年においても越前の中根はその虚実は知らず、としている（『再夢紀事』〈史〉、三九頁）。
- (23) 五月一三日内勅は、中山邸に家老の浦が呼ばれ、そこで渡されている。浦はその日記に内勅を書写しているが、親征勅語にかかわる文言は見出せない（『浦鞠負日記』、山口県文書館蔵）。
- (24) 文久三年に実際に親征が問題となると孝明がそれをどれほど嫌がったかは、原口「文久三年八月一八日政変に関する一考察」（明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』、吉川弘文館、一九九二年）、参照。
- (25) 「其所為は乱暴に似たりと雖も：幕府の失職を死を以て諫むるにあり、是朕が嘗てより所憂也」（桜田門外の変について）、「実に勇豪の士也」（坂下門外の変について）。
- (26) このころ作成されたと思われる勅語案（『中山資料』〈史〉一〇、二三二、三頁）が、十年たつて幕府が違約した時は義兵をもつて攘夷を行う、という親征勅語と同趣旨のものであることはすでに述べた（本論上、八六、七頁）。
- (27) 文久元年五月頃木戸書簡案（『木戸孝允文書』〈史〉一、一三二〜一三四頁）・同年六月一日付周布宛木戸書簡（同書、一三六〜一三九頁）、等。
- (28) 「長州有志は春嶽の」御雪冤の日を待ち、過日「春嶽が」御出勤有之哉否や、桂小五郎雪江の許へ来りて、今日雅楽か申陳たる趣意にて已来侯より御懇志を被通度：一向依頼せし事なり。雅楽か今日の来邸も小五郎より先容の上なりき」（『再夢紀事』〈史〉、八二、三頁）。
- (29) 前註（27）。
- (30) 「前年宸翰（親征勅語）を拝見し」とあること、文久三年（一八六三）一二月の長州砲台の薩摩艦砲撃事件の言及があることより、この覚書が書かれたのは文久三年の末であつたと思われる。
- (31) いかなる典拠か記されていないが、『防長回天史』三上には、この勅語の真偽を確かめるため木戸を中山のもとに派遣したとある（一三九頁）。この勅語が長州側にもつた重みを示すものと言えよう。
- (32) 原口前註（24）論文、三五頁。また、尊攘派ではないが、水戸藩の弘道館の学者、青山延寿もこれを文久二年七月一七日に筆写している（山川菊栄『覚書幕末の水戸藩』〔文庫版〕、岩波書店、一九九一年、二八九頁）。
- (33) 「是迄鎖を唱候者は、陵遲を憤り、一日も早く争端を開き候は、俗情一変可仕との主意と相見」（文久二年六月三日付政友宛周布書簡、『周布伝』下、六九頁）。
- おそらく周布は、親征勅語を出した天皇の攘夷論もこのようなものとして理解していたのだろう。
- (34) 周布の考えでは、攘夷の段取りは、將軍が上京し上奏、帰府して列国への告諭文作成、列藩への警戒命令というもので、実施は来春夏初となるとの見込みであつた（『周布伝』下、二五五頁）。
- (35) 「長州の」攘夷の言たる、国体の汚辱ともなるへき時に方りては、聊顧慮せず干戈を用うるの覚悟を定め置くへしとの意なるを、「幕府の」諸有司は天保已前に黒船と見受たらは二念なく打払ふへしと布告せし意味とのみ解釈して、今日の時勢には行はれざるの説と思考せる：公（春嶽）深く懸念せられ中根をして「幕府に対し長州の真意を」弁論に及はせられしなり」（『続再夢紀事』〈史〉一、九七、八

頁)。

(36) ただし有志のなかにも高杉のように、目的は開国という第二象限に位置したであろうものもいた。

(37) 尊攘論への転換が、幕府との対立の可能性が高いものであることは、国元への説明(副演書、『防長回天史』三上、三二七頁)で、「天倫第一之忠節を被遊御純守候て信義孝道も從て相立候御場合可有之」と天朝忠節第一を説いていることを見ることが出来る。

(38) なおこの長州への七月一六日勅語の中山筆草案が『中山資料』(史)四に収録されている(三六一頁)が、それには決定されたものでは削られた以下の一文があった。

「一蛮夷之一件、自先年深長之 叡慮も被為在候御事に付、開国之議論は到家臣末々迄屹度無之様との御沙汰に候事」

(39) 「蛮夷之患難を攘ひ義臣之帰向に従ひ候(三事策勅命における第一策への言及)は、即ち戎虜之慢を不受衆人之望に協ふ(三事策勅命における第三策への言及)と同一致之事に付、真正実着に御手を被下候得ば右二事は一事に帰着仕候」(『防長回天史』三上、三二四頁)。つまり、第一策も第三策も攘夷のための方策なのだから、攘夷論の実行という点においては両者は同一であるとの論理。

(40) 本論上、八〇〜八二頁。また、芳前掲『島津久光と明治維新』、八六頁、参照。

(41) 中村質疑とそれへの朝廷の返答の史料は、『防長回天史』三上収録のもの(三一九〜三二六頁)を基本に、「野宮定功国事私記」(『維新稿本』BU47-484-494)を参考にした。

(42) 「関西関東之事情、大に相違致し、(関西では)五六年前は幕吏之罪を糺し候位之議論に有之候処、今日之勢専ら徳川氏之罪を相糺し

不申では、所詮御国威御挽回と申儀は無覚束と論し居候」(閏八月、江戸における中根に対する木戸の言、『周布伝』下、二二二頁)。

(43) 文久二年九月、岡藩政府は小河を謹慎処分としたが、長州藩は朝廷の権威を使い、それを撤回させ、彼を救出している(『松菊木戸公伝』上、一九二七年、第三編第四章、参照)。

(44) 久光が攘夷問題を避けようとしていることは長州側も気づくようになっていた。文久二年八月二一日付の周布・宍戸(在京)宛山田亦助(在江戸)書簡(『周布伝』下、一九四、五頁)は以下のように述べている。

「薩摩は」狡獪之仕形にて、開鎖之議論は、丸々不致、黙して仕て取候処置に御座候、右に付(久光は)早々出足、一応帰京復命之上、直に帰国可仕と存…(長州の)御周旋一事は却て此時に可有之と奉存候間、一日も早く御出府待入候」

(45) 長州が建白提出にあたって同日出された猶予沙汰書への対抗を意識していたかは史料的に不明である。その日のうちに建白を作成し、関白への提出の段取りまでつけるというのは時間的に困難と思われるので、同じ一四日提出となったのは偶然と見るべきだろう。

(46) 『久光実記』一、二五五〜二六八頁。なお同書は意見書提出の日付を二一日としているが、『玉里』一、所収の案文(五四五頁)には二二日差上とあること、および二二日近衛から提出が求められていることより二二日であったと見るべきだろう。

(47) 答申の内容については、原口前掲「文久二、三年の朝廷改革」、一九二二頁、参照。

(48) 朝廷は一四日の猶予沙汰書で久光よりの姿勢を示したが、その後すぐ立場をぐらつかせる。それを示すのが、一九日に出された幕府宛

の朝旨（『続再夢紀事』〈史〉一、六九頁）である。この朝旨は、日本人と外国人間の係争のさいの幕府の対応が主客相反したものとなっていて国辱であるので、早々改正し国威をたてよ、と命じるものであり、猶予沙汰書にそぐわないものであった。

- (49) 「於関東大政之旧弊御一新、武備充実之処御急務と奉存候。徒に筆紙上計にて、御実意に御世話無御座候ては、因循苟且之四字、終に消失仕候期有御座間敷、長大息之次第に御座候」（久光意見書、『久光実記』一、二六六頁）。具体的な強兵策なしの開国論は因循と見られ説得力がないとの論理は、幕閣に対して春嶽が主張するものでもあった（『続再夢紀事』〈史〉一、一一八頁）。

- (50) この建白が意見伺いではなく通告であることは、長州の実際の行動にも確認できる。長州は建白への朝廷の返答がまだない段階で即今攘夷にむけた活動を江戸で行っているのである。まず、この建白以前に閏八月五日に在京の益田弾正が江戸藩邸に独立攘夷の決意を指示していたことは前節ですでに述べた。そして、建白を認める勅旨が出る閏八月二十七日の前の二四日に京をたつた周布は、九月一〇日、板倉老中と会談したが、そこで周布は、叡慮は破約攘夷であるとしてその実行を説いている（『周布伝』下、二二五〜二二九頁）。なお二七日勅旨が江戸藩邸に着いたのは、翌二一日であった（同書、二二一頁）。

- (51) 別勅使論が登場し、決定された経緯については史料が不十分であり、はっきりしたことはまだ不明確であるが、ここで現段階の推定を記しておくことにする。

九月四日か五日のものと思われる中山書簡案（『中山資料』〈史〉四、一六五〜一六七頁）に「一日投書 別勅使一件」というくだり

があり、この時までに別勅使論が登場していたことは明らかとなる。もともとこの書簡案の後段で中山は年頭勅使による勅命降下を論じており、この段階では、別勅使論と年頭勅使論が競合していたことになる。そして両者のうち別勅使を八日、朝廷は決定した。その理由は、現在、伝奏が坊城一人であるということであるが（『孝明天皇紀』四、一八五頁。相役の広橋光成は閏八月五日に死去、後任に中山が擬せられたが彼は就任を渋っていた）、年頭勅使が二人というのは絶対的な条件とは思われず、説得的な理由とは言えない。別勅使実現に向けたこれ以後の尊攘派の活発な動きより見て、別勅使論ははじめから尊攘派が持ち出したもので、その圧力で八日の決定となつたのではないだろうか。

- (52) 「只今之処〔幕府に対して〕緩之御沙汰可然、嚴に候は、事を敗り、且宮中未不全、然は末を勤、本を忘るゝの策如何」（九月一五日の姉小路への中川宮の発言、『孝明天皇紀』四、一八五頁）。

- (53) 近衛と薩摩については「隈山春秋」（『史籍雜纂』〈史〉二二、九月一五日、三四〇頁。中山が別勅使論ではなく年頭勅使論であるのは前註（51）の書簡案で明らかとなる）。

- (54) 文久二年一〇月四日付大久保・中山宛小松書簡（『忠義公史料』二、二二七、八頁）。

- (55) 「夕七時世子品川へ往き、勅使の館へ謁す、世子の与議する所を陳し玉ひければ、大きに両使の意に吻合したり」（『世子奉勅東下記』、『史籍雜纂』〈史〉一、一六八頁）。

- (56) 前掲「隈山春秋」、九月三〇日・一〇月一、二日、三四二、三頁。中山宮日記（『維新稿本』BU 57—793—796）。

- (57) したがって近い将来の攘夷戦争、無謀な攘夷戦争を望まない穏健論

の本来の立場よりすればこの勅命は不満足なものとなる。勅命の原案が決まったのは八日であるが、これについて批判したと思われる書簡案を翌九日、中山は記している(『中山資料』(史)四、九一頁)。批判内容自体はこの書簡案には書かれていないが、別の中山覚書(同書、一一八、九頁)からそれを推定することができる。この覚書はかつて閏八月二二日に久光が出した意見書の内容をほとんど踏襲したのだが、新たな部分として以下の勅命批判の部分がある。

「蛮夷之義、今日御渡一紙(別勅使宛勅命原案)之趣は不同心に候。何れ攘夷は勿論に候へとも、先富国武備之工合第一に付、攘夷決定被 仰出に付ては、右富国之仕様迄も御尋決之事、近々 勅使下向に可被 仰遣事」

ここで中山は攘夷の前提として「富国武備」を挙げており、久光と共通する主張である。そして勅使は、「富国武備」の実現方法までも幕府に問うべきとしている。戦争の前提である富国強兵をいかに達成すべきかという形で問われるなら、攘夷を将来にのばす返答を幕府がなすことは十分可能であろう。しかし現実の勅命は、富国強兵の方策を問うたものではなかった。

(58) 文久二年九月中山宛某上書(『中山資料』(史)四、七九〜八五頁)。

(59) 原口前掲「文久二、三年の朝廷改革」、一七、八頁。

(60) 「長藩前田孫右衛門(中川宮に) 入来、正使三条、副使姉小路、副使之儀は未治定之由、何れも三藩(薩長土) 帰迎之由演説」(中川宮の日記、九月一日、『維新稿本』BU55-781)。

(61) 「早朝青蓮院宮(中川宮)へ参内拝謁 勅使の一件の言上、且書面(別勅使派遣を求める薩長土三藩建白) 差出す。能々腹に入に付、此紙面は三条へ出せと「宮より」仰有」(『武市瑞山在京日記』九月一

八日、『武市瑞山関係文書』(史)二、三三〇頁)。

(62) 文久三年一月、近衛忠熙に替わり鷹司輔熙が関白になる。孝明天皇が嫌う彼がなぜ関白になったのかについて、これまで史料的に不明であった(原口前掲「文久二、三年の朝廷改革」、三三三、四頁)が、この小原日記により「有志之公武」の動きが背後にあったことは明らかとなる。「有志之公武」とは、薩長土三藩と尊攘派の公家であるうか。

(63) 三節3で検討した岡藩尊攘派の小河一敏の八月七日の正親町三条宛書簡(本論、四二、三頁)は、末尾でこの書簡は本田と相談の上で書いたと述べている。長州の即今攘夷論を支援するこの書簡に本田の名前を出したのは、小河の計算があっただろうが、まったくの虚言ではないだろう。なぜここまで尊攘派よりの態度をとるのか。役目柄というより彼自身の志向を考えなければならぬだろう。

(64) 「何分右三藩(薩長土) 之中不分離様第一にて大に苦心之事に候」(文久二年九月某宛中山書簡案、『中山資料』(史)四、七五頁)。

(65) 対抗しつつも一方では協調するという有志藩相互の関係は、慶応三年にも見ることが出来る(拙稿「公議政体派」と薩摩倒幕派」(『京都大学文学部研究紀要』、四一、二〇〇二年、二四〜二七頁)。

(66) 閏八月二四日、將軍上京の先駆けとして慶喜が上京することを幕府は決定していた(前掲「徳川慶喜公伝」2、八三、四頁)。

(67) 藤井の帰国にさいして、久光に京都守護職就任を求める天皇の内意が述べられていたのではないかと原口「参預考」(『名城商学』四五編一、一九九五年)二〇、一頁が推定しているが、妥当なものと思われる。このとき、新たに京都守護職が設置され会津がこれに任命されることは朝廷に伝わっており、この久光任命は会津幕府へ

の警戒の意味もあつたと見ていいだろう。

- (68) 前掲「隈山春秋」一〇月三日、三四三頁。
- (69) 以下の小松の主張は前註(54)小松書簡による。
- (70) 文久二年一〇月二十九日付小松宛大久保書簡(『大久保利通文書』一、一一二―一一五頁)。
- (71) なお『続再夢紀事』はこの伝言が誰の者が明記していないが、高崎が在京中、近衛関白や中川宮に江戸の春嶽や容堂の尽力ぶりを言上したのを、彼らから聞いた天皇が大いに宸襟を安んじた、という話の続きにこの伝言が記されていることより、天皇の言つてと見ていいだろう。
- (72) 『続再夢紀事』(史)一、一一月二二・二六・二九・三〇日。
- (73) 越前については本論上、六〇頁、肥後に対しては三月より江戸において働きかけが開始された(『肥後国事史料』二、九三二―九三八頁)。水戸については五月中旬、周布が水戸藩に赴き説得活動を行っている(『周布伝』下、五〇、一頁)。薩摩に対しては、三月の江戸出発にあたっての長井宛訓令が、久光もしくは茂久との交渉を命じたことは本論上で述べた通りである(六二頁)。もっともこの薩摩との交渉は事態の進展により実現しなかったが。
- (74) なお三月に堀が江戸から上京し、長井に久光の意図を説明している(本論上、七八、九頁)が、これは久光の指示を受けてのものではなく、堀の独自の判断によるものと思われる。
- (75) 四月三〇日の長州宛内勅は、薩摩と協力して浪士を鎮定せよとの指示もふくんでいる(本論上、九七頁)が、薩長対等の配慮のあらわれと言えよう。
- (76) 以下の西郷の批判は、文久二年八月二〇日付木場伝内宛西郷書簡(『忠義公史料』二、一八六―一八八頁)による。
- (77) 久光の経歴については、芳前掲書・佐々木前掲「大久保利通と囲碁の逸話」参照。
- (78) 参与会議の解体については原口前掲「参預考」、参照。
- (79) 以上、四姦二嬪排撃運動については原口前掲「孝明天皇と岩倉具視」二章(一)による。
- (80) 九条時代以来の朝廷の当局者の議奏中山・正親町三条・野宮は、四姦のように名指しはされていないが自分たちも浪士のブラックリストに挙げられているのではないかと脅え、島田天誅の直後の七月二十五日には天皇に辞意を表明していた(『岩倉公実記』上、六二七頁)。これへの天皇の答えは、この困難な時節に彼らを欠くのは困るが、留任しろと言えば死地に置くことになる、自分では判断できないので近衛関白の指示を仰げ、といういつものながらの責任回避であった(『孝明天皇紀』四、八四頁)。
- (81) 「朝廷之御政事も、浪人之為に御動揺相成候様にては、確乎たる国是も可被為立目途も無之歟、と悲嘆泣涙之外無之候」(文久二年八月一八日付大原重徳宛綾小路俊実(大原の実子)書簡、『岩倉公実記』上、六五一頁)。
- (82) 綾小路俊実はそのように解していた(前註(81)綾小路書簡、六四七頁)。
- (83) 原口前註(79)論文、三七―四〇頁。
- (84) 同右。
- (85) 文久二年七月二六日孝明覚書(『中山資料』(史)三、四二―四三頁)。また同右論文、四二頁、参照。
- (86) 「先月其元(久光)発駕後は、若州(酒井所司代)より親敷堂上へ

殊外々々手厚取入別懇之由、風聞歎け敷存候。……九条殿下此頃之成行大立腹、是は全近衛家より開發之義顯然にて、甚遺恨疑惑顯然之由、若州にも大疑念之由、極内々有志之堂上より被洩候。且又島田(左近)・長野(主膳)其辺之邪物申合せ、事に寄れば前左府(忠熙)・愚拙等、途中之折を見合せ、以人狼藉不方之義に可及哉、甚種々風聞共承候。自然狼藉に出逢候節は、龜輕何之手覚無家臣召連、甚あゆうき事心配に存候」(文久二年六月三日付久光宛近衛忠房書簡、『忠義公史料』二一、一六二頁)。

近衛家は久光にとり最も頼るべき朝廷との経路であり、近衛家の危機は放置できるものではない。久光に四姦二嬪排撃運動を踏み切らせたのは、この書簡ではないだろうか。

(87) 原口前註(79) 論文、三九頁。

(88) そうした性格がもたらす、天皇の二枚舌(「御両舌」)について権大納言の久我建通は以下のように批判した。

「只今迄勤来候処、今度之通、実に難申上義ながら、御両舌と奉察候間、小子は何事も承知之義ながら、若他人にケ様之御振舞被為在候は、ばつと世間へ聞へ英明も失ひ甚た歎ケ敷存候」(万延元年五月九日付正親町三条宛久我建通書簡、『中山資料』〈史〉二、一四八、九頁)

久我が憤慨したのは以下の事情による。和宮降嫁問題のさい天皇はしふる和宮側を説得するため、拒めば安政の大獄の再来となるとの伝言を久我に言わせた。しかし五月七日、和宮の母の観行院が参内してくると、対面した天皇はその伝言を否定したのである(以上、同書、一四七、八頁)。

なお、久我は、天皇の第一の寵臣であり、「権閥白」とも呼ばれ権

勢をふるっていた人物であった(原口前註(79) 論文、四一頁)。

(89) ただし幕末においては公家の家臣としてこれまでにない人材が公家社会に参入する事実はある。例えば、九条家の島田左近、中山家の田中河内介である。さらに雄藩が京都政界に登場するようになると、薩摩が村山斉助(松根)を近衛家に入れたように、藩士を公家の家臣に送りこむ事態が生じるのである。

(90) 幕末における朝廷の政治的浮上とその政治的限界については拙稿「明治維新と国王」(伊藤之雄・川田稔編『二〇世紀日本の天皇と君主制』、吉川弘文館、二〇〇四年)、参照。

(91) 安政五年の条約勅許問題については、同右拙稿一、参照。

(92) ただし尊攘派は公議の理念自体を否定したわけではなく、公議・公論をとるべきとは彼らの主張でもあった。ただ彼らの公議は、何よりも、身分秩序を越えた藩士や草奔の発言権の承認、言路洞開の主張であり、国事諮問のような横に広く意見を問うというものではなかった。

また尊攘派は攘夷の叡慮を楯にしたが、それは天皇の命ならいかなるものでも承伏するという叡慮絶対論を真にとっていることを意味しない。航海遠略説が叡慮であったらそれに対してあくまで諫争すべきというのが彼らの立場であった。彼らが叡慮絶対を主張するのは、それが自分たちの意見と合致している場合であった。

(93) 幕末における政体論については、前註(90) 拙稿、参照。